

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第七号

平成二十三年四月二十七日(水曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君
理事 石関 貴史君 楠田 大蔵君
理事 後藤 齋君 近藤 洋介君
理事 谷畑 孝君 西村 康稔君
理事 佐藤 茂樹君
理事 緒方林太郎君 金森 正君
川口 博君 川島智太郎君
木村たけつか君 櫛渕 万里君
熊田 篤嗣君 齊木 武志君
齋藤やすのり君 柴橋 正直君
白石 洋一君 杉本かずみ君
菅川 洋君 田嶋 要君
平 智之君 高松 和夫君
中山 義活君 橋本 勉君
花咲 宏基君 山本 剛正君
吉田おさむ君 梶山 弘志君
近藤三津枝君 齋藤 健君
高市 早苗君 橋 慶一郎君
西野あきら君 額賀福志郎君
望月 義夫君 稲津 久君
吉井 英勝君 山内 康一君
園田 博之君

(政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策 安達 健祐君局長)
(政府参考人 (資源エネルギー庁原子力 寺坂 信昭君安全・保安院長)
(政府参考人 (中小企業庁長官) 高原 一郎君
(政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 伊藤 仁君
(参考人 (株式会社サククレパス 西村 貞一君代表取締役社長)
(参考人 (東京大学大学院経済学研 大橋 弘君究科准教授)
(参考人 (野村ホールディングス株 永井 智亮君式会社常務執行役員)
(經濟産業委員會専門員 網井 幸裕君)

委員の異動
四月二十七日

辞任
池田 元久君 補欠選任 金森 正君
齊木 武志君 菅川 洋君
橋 慶一郎君 吉野 正芳君
西野あきら君 齋藤 健君
同日
辞任
金森 正君 補欠選任 池田 元久君
菅川 洋君 齊木 武志君
齋藤 健君 西野あきら君
吉野 正芳君 橋 慶一郎君

經濟産業大臣 海江田万里君
經濟産業大臣政務官 田嶋 要君
經濟産業大臣政務官 中山 義活君
政府特別補佐人 竹島 一彦君
(公正取引委員會委員長) 遠藤 俊英君
(金融庁総務企画局参事官) 井内 摂男君
(經濟産業省大臣官房審議 官)

四月二十六日
安全性の未確定な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書(高知市議会 (第四四五二号))

切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書(兵庫県東粟市議会 (第四四五三号))
原子力発電所災害に関する意見書(福井県大野市議会 (第四四五四号))
原子力発電所(殊に中部電力浜岡原子力発電所)の耐震安全基準の再検討及び問題発生時の情報公開の徹底を求める意見書(静岡県裾野市議会 (第四四五五号))
災害に対する原子力発電所の安全対策の強化に関する意見書(福井県坂井市議会 (第四五五六号))

地元中小企業者支援を要望する意見書(茨城県東海村議会 (第四五七七号))
JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書(福井市議会 (第四五七八号))
JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書(静岡市議会 (第四五五九号))
JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書(愛知県豊橋市議会 (第四六〇号))
JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書(福岡県久留米市議会 (第四六一号))

福岡第一原子力発電所等の事故の正確な情報を国民に明らかにし、放射能被害がこれ以上拡大しないよう全力を尽くすことを求める意見書(大阪府忠岡町議会 (第四六二号))
は本委員会に参考送付された。

本日(の)會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する西村康稔君外二名提出の修正案を一括して議題といたします。

本日は、原案及び修正案審査のため、参考人として、株式会社サククレパス代表取締役社長西村貞一君、東京大学大学院経済学研究科准教授大橋弘君及び野村ホールディングス株式会社常務執行役員永井智亮君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の皆様方に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べいただいた後、その後、委員からの質疑に答えたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度挙手で委員長長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず西村参考人をお願いいたします。

○西村参考人 大阪商工会議所で副会頭を務めております西村と申します。

まず、大阪、関西における中小企業の景況と今回の震災の影響についてお話をいたします。

東日本大震災の直接、間接の影響が大阪、関西にも及びつございまして、特に上半期の景気へのダメージは避けられないものと考えております。

す。とにかく、業種や規模を問わず、代替部品の調達難や原価問題に伴う風評被害に悩む声が聞こえております。また、春の旅行シーズンや新製品投入時期にもかかわらず、幅広い分野での消費低迷も懸念されております。

こうした状況では、各企業は、なかなか先が見通せず、経営計画の抜本的な見直しが避けられない状況にあると存じます。もっとも、会員企業からは、被災地の代替生産を海外に逃がさず、何とか西日本が肩がわりできないかとの声も聞いておりまして、震災の直接被害を受けていない大阪、関西初め西日本で国全体を支えていかなければならないと改めて感じているところでございます。

さて、本題に入りますが、中小企業経営者の高齢化が進展しているのは御存じのとおりでございます。もちろん、次の世代へバトンタッチをする場合、親族内での事業承継がまだ多数であるのですが、親族内で後継者が見つけることができず、従業員の中にも適任者がいなくて、ずるずると時間を費やしてしまい、結局は廃業せざるを得なくなるケースが少なくないと存じます。

大阪商工会議所では、平成二十二年度に事業承継についての専門相談窓口を開設し、年間五十件ほどの相談をお受けいたしました。相談に来られた企業の四分の三は後継者が決定しておりましたが、残りの四分の一は、後継者が未定である、あるいは不在であるといった企業でございました。こうした企業のうちの何社かが、最終的に後継者を見つけることができずに廃業せざるを得なくなるのではと懸念いたしております。

もちろん、時代のニーズに合わず市場から退場せざるを得ない場合は仕方ないのですが、そうでないケースもござります。平成二十一年に国の委託を受けて事業承継に関する調査をいたしました。その中で、事業を承継する上で悩むを中小企業経営者に聞いたところ、後継者が未熟で経営を任せられないが三割、後継者が見つからないが三割で、つまり、六割の中小企業経営者が、適切な後継者が見つけれないことが一番の悩みであ

ると答えたという結果が出てまいりました。バトンを渡す者を探すということは、多くの中小企業にとって非常に悩ましいことであろうと考えております。

我が国の高度成長期に創業し、これまで日本経済の基盤をしっかりと支えてきた中小企業が、今ちょうど世代交代期を迎えております。その中小企業が、事業承継の面でバトンを渡す者がいないために経営を続けられなくなるといことは、従業員の雇用や経営のための資産が失われ、地域経済にとって大きなマイナスであろうと考えております。

他方、このような厳しい状況の中にありまして、意欲のある中小企業は、自社の経営基盤を拡大強化するため積極的な事業展開を行っております。その中には、自社の独力ではなく、他社を引き継ぐ形で新分野や他地域へ進出したいというニーズを持った企業もござります。

後ほど御紹介させていただく大阪商工会議所のMアンドA支援事業におきましても、そのようなニーズ、御相談が継続的に相談窓口へ寄せられております。もっとも、こうした新しい事業展開を考えている企業と後継者のない悩みを持つ中小企業がうまく出会う機会は、まだまだ少ないものと考えております。

先ほど申し上げました事業承継についての専門相談窓口は、以前、親族も従業員も承継しないので企業を引き取ってくれる先を探してほしいとの相談がございました。従業員十数名の個人事業でありましたが、まだまだ可能性があると考え、後ほど御紹介いたしますが、大阪商工会議所が運営しておりますMアンドA支援事業を活用して相手を探しているところでございます。

これは、事業の引き継ぎに向けての支援が順調に推移している例でございますが、我々のような事業の引き継ぎを手助けするような支援機関がないと、結局は廃業という選択肢を選ぶしかなくなってしまうと思っております。中小企業の事業の引き継ぎは、規模が小さくて

も可能性のある企業については積極的に支援を行い、価値のある企業を廃業に追い込まないようにすることに意義があると考えております。

先ほどから申し上げております事業承継の専門の窓口相談では、スムーズな事業承継が行われるように、つまり、事業承継をきっかけに経営がつかしくならないように、親族内承継や従業員による事業承継に加えて、取引先による事業の承継や一般的なMアンドAなどについての相談をお受けして、相談内容の課題整理と簡単なアドバイスを行っております。

さらに、突っ込んだ支援が必要な企業に対しては、大阪商工会議所のMアンドA事業につないだり、他の中小企業支援機関とも連携して、できる限りの橋渡しを行っております。

後継者問題を抱える企業の情報というのは、会社内でも公になっていないケースがほとんどでございます。そのため、表面にあらわれない対象企業の掘り起こしには極めて慎重かつ丁寧な取り組みが求められております。また、事業承継というのは、経営者にとって日常のマネジメント分野ではございませんので、橋渡しの初期段階から常にきめ細かなサポートも必要でございまして、これらに対する政策的支援というものが不可欠であると考えております。

ここで、大阪商工会議所が行っております中小企業のMアンドA支援事業を簡単に御紹介させていただきます。

大阪商工会議所では、平成九年四月に、公的機関としては全国で初めて中小企業の友好的なMアンドAを支援する、企業名匿名方式による非公開のMアンドA市場を創設いたしました。

この事業の概要でございますが、大阪商工会議所がMアンドAに関する常設の相談窓口を構え、商工会議所の担当者が秘密厳守で企業からの初期相談に対応した後、正式申し込みがあれば本事業で提携しているMアンドA仲介機関の審査に基づきます。仲介機関の実務家が企業の実態などを把握した上で、MアンドAがうまくいく見込みがあ

りそうと判断して審査に通りますと、その企業の仲介実務を行う担当業者が決まり、以後はその担当業者が企業評価や買い手候補先の探索、マッチング、交渉に関するアドバイスなど、もろもろの実務を行い、成約に結びつけていくというものでございます。

提携しているMアンドA仲介機関は、金融機関やMアンドA専門会社などで、現在は七社と提携して運営いたしております。

MアンドA支援事業の実績でございますが、平成九年四月の事業開始以来、後継者難などを理由として、会社や事業の譲渡を希望する企業からの申し込みが累計で百八十四社、一方で、既存事業の拡大や新規事業展開などの目的により、譲り受けを希望する企業からの買いニーズ登録が三百五十九社あり、それらの中からこれまでに累計二十七件の成約が誕生いたしております。

成約した企業の経営者からは、後継者難で悩んでいたが、よい相手に会社をそのまま引き継いでもらうことができてよかった、取引先や従業員に迷惑をかけずに済んだと大変喜ばれており、また、会社や事業を引き継いだ側の企業からも、自社の事業を効率的に拡大発展することができたといった声が寄せられております。

大阪商工会議所では、今御紹介させていただきましたような取り組みを十年以上にわたって行ってきたまいりましたが、会社や事業の引き継ぎに関する中小企業の潜在ニーズはかなり多いと認識しており、それらの広範なニーズに的確に対応し切れないというのが実情でございます。

そのような中、今回、事業引き継ぎに関する取り組みを国が全国に展開していかれるということは、事業を引き継いでほしい企業、事業を引き継ぎたい企業の双方にとって力強い支援になるのではないかと考えております。既に中小企業のMアンドA仲介を行っている民間企業などの取り組みとも連携し、相互の資源を有効に活用し合いながら、より効果的な支援が実施されますことを期待しております。

また、このたびの法改正では、事業引き継ぎの支援体制を整備することに加えて、信用保険法の特例などの金融支援措置、許認可の承継円滑化など、事業を引き継ぐ側にとって有用な措置が盛り込まれているという点が高く評価できます。これらの総合的な取り組みにより、少しでも多くの中小企業が廃業や倒産といった最悪の事態を免れて、雇用や技術など地域の貴重な財産が維持、確保されることを切に願っている次第でございます。

私の発言は以上でございます。ありがとうございます。（拍手）

○田中委員長 ありがとうございます。

次に、大橋参考人をお願いいたします。

○大橋参考人 このたび、このような場で発表させていただく機会を賜りまして、まことにありがとうございます。東京大学経済学部の大橋と申します。産業経済という分野を専門としております。

いただきました貴重な時間を使いまして、今回の法律の改正案で取り上げられている論点のうち、産業再編にかかわるものを中心に、日ごろ愚考しておるところを述べさせていただきます。と存じますので、どうぞよろしく願っています。

まず、要点から申し上げます。

産業再編、とりわけ企業合併は、競争政策と呼ばれる分野の領域でございます。この競争政策においては、消費者のデメリットとなるような企業合併は承認しないという形で運用がなされております。しかし、この競争政策の運用は、ややもすると消費者のメリットを近視眼的に評価する傾向があるのではないか、長い目で見たときの消費者のメリットを考慮していないのではないかという批判は昔からなされておりました。

具体的に申し上げますと、企業合併によって価格が低下するかどうかといったような側面は、よく精査して合併を評価しているというふうに思われますが、例えば合併することによる企業側のメリット、あるいは、企業側のメリットから生まれ

る研究開発の意欲、イノベーションの恩恵や国内における生産拠点の確保といった長期的な視点が実質的に欠落している可能性があるのではないかと、そのような批判がこれまでなされてきたのではないかと思います。

もつとも、こうした長期的なメリットを考慮しないことの弊害というものは、これまで余り顕在化しておらなかったのではないかと思います。しかし、静かな形で確実に我が国における企業体力や経済力を奪ってきたのではないかと他方で思っております。そして、リーマン・ショックに続く経済低迷を経て、この長期的な視点を考慮しないことの弊害というものがいよいよ看過できなくなってきたというのが、我が国の足元の状況ではないかと思えます。産業再編や企業合併に対してバランスを取り戻すためには、合併規制に産業政策的な観点を取り込んでいくことが一つ重要な課題ではないかと思っております。

後ほど御紹介しますが、企業合併規制については、我が国のみならず、海外、例えば米国においても、その運用に変化の兆しが出ていると言われております。我が国においても、世界的な流れの中でこうした問題を考えるいくいく機会ではないかというふうにご考えております。

競争政策や企業合併についての規制について、我が国における変遷を時間軸の中で概観してみたいと思えます。

産業再編という言葉が今日のように大きく世論を騒がせた時期が、実は半世紀前の六〇年代にございました。当時、我が国は、IMFやガットヘ加盟したことから、関税や為替規制などの保護障壁を撤廃する必要が生じました。しかし、保護障壁を撤廃すれば、海外企業との激しい競争に直面することになる。そして、海外企業と伍していくためには、合併や再編を進めて企業規模を大きくすべきだというような主張が出てまいりました。こうした合併を推進するのが産業政策と呼ばれるものでございます。

他方で、規模が大きくなると企業は価格を引き

上げたり製品の品質をあえて落としたりするんじゃないか、だから規模を拡大するような合併というのは社会的に認めるべきではないのではないかとという意見がございました。これが競争政策的な考え方ということになります。

鉄鋼や製紙産業における大型合併では、この産業政策と競争政策とが当時鋭く対立いたしました。なお、六〇年代当時、多くの経済学者が、つまり、私から見ると上司のそのまた上司に当たるわけですけれども、そうした大先輩の経済学者は競争政策を後押しするというような活動をなさっていたものというふうに思います。

六〇年代においては、競争政策を推し進めて競争を促進し、価格の低下を促しても、海外に事業展開するような企業はいまだ少なく、国内における生産拠点はきちんと確保されておりました。しかし、その後、我が国の経済環境は大きく変化いたしました。一つの大きな変化は、一九八五年のプラザ合意とその後のたび重なる円高の影響だと思われれます。今や日本の企業の多くが海外展開を推し進め、例えば電機産業においては、ほとんどの日系企業が海外のどこかに現地法人を持っていないのではないかと思います。また、輸送技術も非常に発達し、さまざまな商品が海外から安価で簡単に輸入できるようになりました。

こうした中で、国内産業を育てるという視点を持たずに、短期的な消費者のメリット、つまり合併によって価格が下がるかどうかというような視点のみで産業再編にアプローチすると、ひょっとすると、海外から安価な商品を輸入した方が、国内企業から同じ商品を調達するよりも効率的だから、我が国の企業は国内で供給してもらわなくてもいいのではないかと、極端には、国内に産業がなくなっても構わないという結論になる点を非常に危惧しております。

短期的な消費者メリットは引き続き重要であるとしても、それが長期的に我が国の産業を空洞化してしまうとするならば、大問題でございます。企業合併の規制について、長期的な観点である研

究開発やイノベーションの努力、あるいは経済のグローバル化の影響などの産業育成的あるいは競争政策的な視点を踏まえつつ、短期的な消費者メリットも目配りするような運用が待ったなしで必要とされているのではないかと思います。

なお、競争政策は、もともと企業規模が大きいことを問題視するような先入観があったように思います。六〇年代の私の大先輩の経済学者もそのようなお考えでしたし、この観点は今でも重要な論点として生き続けているというふうに思います。他方、この半世紀の間における経済のグローバル化で、企業規模が大きいことにはよい側面もあるのではないかとという認識も芽生えてきたのではないかと思います。

多国籍企業の登場、あるいは、今回の東日本大震災でくしくも明らかになってしまいました。グローバルなサプライネットワークが存在するということが、そうした仕組みを通じて、世界じゅうに商品を提供できるような規模を持つということがブランドを認知させ、よい製品をより安く消費者に提供できる源になっている点が認識されたようにも思います。

つまり、企業規模が大きいことが競争を制限すると必ずしも言えない事例が少しずつ出てきているようにも思われます。逆に、産業構造によって、企業規模がないとグローバルな競争に打ち負けてしまうような事態も想定されるような状況になっているのではないかと思います。

ちなみに、こうした問題意識は、決して我が国だけのものではないように思います。例えば、アメリカのオバマ政権における競争政策の運用を例に考えてみたいと思います。

オバマ民主党政権が誕生した当時、ビジネスや財界に対して冷たい、あるいはアンチビジネスの政策ではないかと言われ、競争政策もかなりアンチビジネスの色彩が強くなったというふうに言われておりました。実際に、我が国の関係ですと、国際航空についての事象で、太平洋路線におけるアライアンスにおいて、異なる航空会社が業務提

携をする際に、それをカルテルの適用除外とするということについてかなり厳しい審査がなされたというふうな伺っております。

ところが、リーマン・ショック後、オバマ政権において競争政策の運用が少しずつ変わってきているという指摘が、メディアを通じてですけれどもございいます。現在、アメリカ最大の通信会社であるAT&Tと業界第三位の会社との合併がアメリカで話題になっておりますけれども、この合併について、リーマン・ショック以前と比較して、合併に対して好意的な判断を下すのではないかとこのように言われております。つまり、アメリカにおいても、産業再編に関して、競争政策におけるやや狭い消費者メリットの考え方から一歩踏み出すような兆しも見られているように思われます。

まとめますと、産業再編あるいは企業合併については産業政策の領域として考えられており、今後もそうあるべきだろうと思っております。他方で、現状の企業合併に対する規制は、消費者メリットの中でも短期的で一過性の強い観点からの審査になつてはいる点にやや問題があるのではないかと考えています。東日本震災後、我が国の限られた人的、物的資源を有効に活用する観点がますます求められている中で、こうした短期的な、やや狭い消費者メリットだけではなくて、それも踏まえつつ、イノベーションや国内の生産拠点を守るといった産業育成あるいは産業政策的な観点も消費者のメリットとして、長期的な観点から非常に重要なものというふうな考えが来たのではないかと考えています。産業再編や企業合併において、競争政策と産業政策が対立するというような観点ではなくて、お互いが協働していく、そしてその中で産業再編に新しい位置づけを見出していくということが非常に重要ではないかと考えております。

御清聴いただきありがとうございます。(拍手)
○田中委員長 ありがとうございます。
次に、永井参考人をお願いいたします。

○永井参考人 野村証券とその親会社であります野村ホールディングスの常務をしております永井と申します。

本日は、産活法の法案審議に当たりまして、所感を述べさせていただく機会をお与えいただきまして、まことにありがとうございます。

所感の前に、三月十一日の震災についてまず一言述べさせていただきます。

直接、間接的に被害を受けられた多くの方々、企業に対してお見舞いを申し上げる次第でございます。弊社も東北各県に支店がございます。幸い社員には被害等はないと思っております。幸い家族が被災された方は何人かおられました。証券取引所は開いておりまして、お客様へのサービスを私どもも提供し続けることができました。ただし、いわき支店につきましては、支店が入っておりますモールが閉鎖されたということで、支店を閉めて、郡山に統合をいたしました。盛岡あるいは仙台、福島、郡山のお客様で、現在も連絡がとれないお客様は多数いらっしゃいます。郵便物等が避難所にも回送されているようでございますけれども、口座をお持ちの我々のお客様をいかにフォローしていくかということが我々の課題だというふうに思っております。今後継続してまいりたいと思っております。

計画停電につきましては、一部支店が停電にも遭いましたけれども、お客様に対しては、電話でコールセンターを通じてお受けすることができましたし、市場の仲介機能を果たすことができましたと考えております。

ぜひとも、政治のリーダーシップのもとで、新たな希望の持てる政策の実現をお願いしたいと存じます。

さて、MアンドA、先ほど西村さんないしは大橋先生からもお話がございましたけれども、株式、債券市場を御利用いただいている投資家の皆様と企業の皆様すべてが私どものお客様になっております。

日本関連の合併あるいは買収でございますが、統計的に見ますと、二〇〇七年が最近ではピークでございまして、二千七百七十五件ございまして、二〇〇八年以降は、金融危機等もございまして少し減少しておりますが、昨年、千七百七件という形で推移しております。

クロスボーダーの再編につきましては、外国企業が日本の会社を買収するあるいは買収するというふうな話でございまして、これは二〇一〇年で百四十三件という形で、昨年比五件ぐらいの増加にとどまっておりますけれども、外国企業のうち、アジアの企業が六十九件という形で五割を占め、さらに中国が三十七件を占めております。アメリカの企業が三十五件でございますので、既に、アメリカの企業が日本の企業を買収するというようなものよりも、中国からの投資の方がまさっているという状況でございまして。これは韓国についても同じような傾向だと思われまして。

一方、日本企業による対外的な買収、MアンドAは、昨年、三百七十一件でございまして、アジア企業に対するものが百三十九件でございまして、これは増加傾向にございます。日本からアジアの企業への連携というのがますます活発になってきているということでございます。

本年に入りまして、例えば、具体名で申し上げた方がわかりやすいと思いますので、キリンホールディングスさんが中国の華潤グループと清涼飲料の事業を行う、あるいは、NECが中国のレノボと、コンピュータですね、パソコン事業を合併で展開されるといったような、日本と中国を代表するような企業の連携の動きも出てきております。ですから、円高は悪いことばかりでございませんで、日本企業による海外強化のための攻めの経営というものを真剣に考えていらっしゃる会社もあるということでございます。

弊社の場合の例を申し上げますと、二〇〇八年のいわゆるリーマン・ショックのときに、倒れたリーマン・ブラザーズの会社の社員を、特にアジア、それから欧州、中東の部分について受け入れ

まして、海外で働くチームをここで一気に拡大させた経験もございまして。現在二万七千人ぐらいおりますけれども、インドには、システム開発あるいは事務作業をするのに三千人ぐらい私どもで雇っているのが現状でございまして。会社を買ったということではなくて、人だけを受け入れたという手法でございまして。

MアンドAの世界では、このような工夫次第で、会社を買収して合併する、子会社化する、あるいは一部だけ出資するというような形を含めまして、さまざまな形態が考えられます。

グローバルに展開し、グローバルで競争できるように会社にも私も尽力したいと考えておりまして、我が国産業の国際競争力の強化のために何が必要かということについては、身をもって体験しているつもりでございまして。

昨年の日本関連のMアンドAにつきましては、私どもも、件数でいいますと百十四件にかわらせていただきました。金額では五百五十億ドル相当、四兆五千億円ぐらいにはなるかと思っておりますが、日本で行われておりますものの四割近くは関与させていただいたということでございます。

ただ、世界の市場で見ますと、弊社は十三位という位置づけでございまして、世界の中の五割程度に関与させていただいているだけで、実をいいますと、アメリカの大手が三社で六割近くを占めているというのが実態でございまして。一位の会社は我々の十倍ぐらいの規模の金額を扱っておりますので、その違いがまだまだだということだと考えております。

改正産活法でございまして、新成長戦略で指摘されました産業再編を促進するために、幾つかの重要な措置が盛り込まれております。

第一には、公正取引委員会との協議の制度でございまして。第二が、会社法の特例を設けるというものでございまして。第三が、長期金融の支援の充実という点でございまして。融資の分野につきましては、私ども証券会社でございまして、関連の貸金業を営む会社もありますけれども、今回、貸し

金については、この制度に直接携わる立場ではございませんので、コメントは差し控えてさせていただきますと思います。

具体的に申し上げますと、この制度は、実現されるのが非常に有益だと考えております。

まず、産業を所管する省庁と公正取引委員会の協議というものが導入されますと、世界での競争の実態を踏まえた形で、国際競争力の強化のための再編というものの議論がなされやすいのではないか。産業界の期待もここについては非常に大きいものがございます。

それと、会社法の特例の問題でございますが、これについては、制度自体はやや複雑でございますが、要は現金を用意するかわりに自分の会社の株式を対価として相手に渡していく、それで株式を取得する、こういう制度を導入してはどうか、こういう話でございます。これは導入はもう既になされておりますが、現実には余り実行されていないのは、手続面でいろいろな問題があるため、これを簡素化していただけるということでございます。また、海外子会社化、完全な子会社を持つ、一〇〇％子会社化を実現するために、対象となる会社の株主総会の手続等も、非常に複雑なものが現在実行されておりますので、これを省略できるような形というのも再編の迅速化という点からは非常に評価されるものだと思います。

自分の会社の株式をもって相手方の株を手に入れるというのは国際的には非常に一般的でございます。九九年のボーダフォンがマンネスマンというところを買収した、あるいは二〇〇六年にミットルというところがアルセロールという、鉄鋼関係では非常に大きな買収が行われたりもしておりますし、昨年、クラフトが、アメリカの会社ですけれども、イギリスのキャドバリーという食品業者を買収するというのも、すべて自分の会社の株を、取得する相手方に渡すことによって行われているということでございます。

我が国の産業は非常に厳しいグローバルな競争にさらされておりますが、それから取り残される

ことがないように、これが今回の改正の意図だと私は理解しております。

従来、エレクトロニクスを中心に、我が国の経済を牽引してきた企業もありますけれども、韓国、台湾から、あるいはアジアの諸国から非常に激しい追い上げに遭っておりますし、自動車産業も、国際競争力のある日本の会社も、アジア諸国の追い上げ、あるいは電気自動車による劇的な変化にさらされているのが現状でございます。

日本市場自体が、一億人の人口の中である程度の大きさを占めておりますので、国内だけで十分だという人もいらっしゃるけれども、国内のみで戦う企業の成長には限界があるかと思っております。

国際競争力の強化のためには、想像を絶するスピードで世界の市場は動いております。中国、東南アジアだけではなく、中東、あるいは南米、アフリカも所得水準が今非常に上昇しておりますし、急激に需要あるいはマーケットが拡大していることを知ることだと思います。アメリカあるいは欧州の市場だけを念頭に置いた競争政策というものでは成り立たないという事態になっているので、企業が再編を通して、企業への投資なども使って、競争相手を一かに攻略するかということとを考えると、考えなければならないというふうに思っています。

巨額の資金が研究開発投資ですとか生産拠点づくりにも必要でございます。世界がこうした規模の追求をいかにやっているか、日本の製薬会社がアメリカの会社に対して敵対的なTOBといいますが公開買付けを行っている例もありますけれども、まだまだこれは例外的なものでありますし、それをうまく日本の制度を使ってできるように後押ししていく必要も出てくるというふうに思っております。

日本の企業は、よい技術を持っています。労働者の質も高い、品質も高い。これを生かすためには、ある程度の規模の確保というものが必要でございます。会社法のやや硬直的な株主権保護の徹

底というものが、場合によっては妨げになるとするならば非常に残念なことでございます。世界の他の国の法制がよりフレキシブルな制度を提供している中では、競争のイコールフットリングというものが確保できるものを用意していただければと思う次第でございます。

ただ、少数株主といいますが、パーセントの少ない株式を持つていらつしやる株主を保護することの重要性ですとか法的な安定性を犠牲にするというつもりは私は全くなさません。多数決による一定の解決は、事後的に救済が図られていくという部分はある程度やむを得ないと思っております。

現在、裁判所のいろいろな解決例、裁判所が株価を決めるということが果たしていいかという議論もございまして、会話が提示した価格よりも高い価格を裁判所が決定している例も多々見られておりますし、株価の決定機関としての一定のガイドラインを示すということにもなっております。事前の規制がすべて正しいわけではなく、終わってから、あるいは事後の解決策というものも、ある程度合理性のあるものだと思います。

最後に、我が国産業の国際競争力の強化あるいは我が国経済の復興というものは、産活法の改正だけで実現できるわけではございませんが、企業が、震災を契機に、特に海外シフトをしなければならぬ事態も多いかと存じます。事態は非常に深刻で、重要な課題を抱えていると思っております。日本企業が利用しやすい制度を、できましたら工夫してお認めいただけることが期待されておりますので、何とぞ御理解いただければと存じます。

ありがとうございます。（拍手）

○田中委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○田中委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川口博君。

○川口（博）委員 民主党の川口博と申します。

まず、今回の東日本大震災で亡くなりになられた皆様、そして被災に遭われた数多くの方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ただいまは、西村社長さん、大橋先生、永井常務、貴重な御意見、そして有益な情報に心から感謝を申し上げます。

実は、私の出身は秋田です。鉾山の町でした。その町長を五期務めさせていただきました。大変な状況だったんですが、その一つの要因は一九八五年のプラザ合意です。そのプラザ合意で、一ドル二百四十円が百二十円になり、いっとき八十円を切るまで急激な円高になりました。残念ながら、その影響で、鉾山はあらん限りの努力をしたんですが、合理化、そして閉山へと追い込まれてしまいました。そこで我々は、ない物ねだりをしないで、ないものといえば雇用とたか税収の落ち込みですから、あるものを使って、それで努力しようじゃないかと。結局、鉾山の技術がありましたので、山の鉱石じゃなくて工業製品から回収しようじゃないかと。これに活路を見出したわけでありました。

つい先般、アメリカのファスト・カンパニーというビジネス誌の会社がありますが、これが成熟社会の世界の革新的な企業を五十社発表しました。名前を言って大変失礼ですが、一位がアップル社でした。二位がツイッター、三位がフェイスブック。日本企業では日産自動車トップで四位に入っていました。これは電気自動車が高く評価されたそうです。ちなみに、インテルが十九位、アマゾンが二十七位、IBMは二十九位でした。

私のふるさとの小さい製錬所が、実は十四番目に入りました。これは、ベースメタルだけじゃなくて、レアメタル、特にレアアースの回収技術が非常に上手にできたということが評価されておったわけでありました。結局、地方が自主自立の気概

を持って元気であれば国も発展するという考え方で取り組んできました。

そこで、西村社長に一つお伺いさせて頂くたさ

社長は、阪神大震災で大変な御苦労をなさったと伺っております。今回の東日本大震災にアドバ

スすることがたくさんあるかと思ひます。一

点突破じゃないですが、廃業の話も先ほど伺いま

した、一番困るのは仕事をやめるといふ、働く場

所がなくなってしまうわけですから、民間人の発

想で何か一つ挙げるとすれば、どういうアドバイ

スがありますか。

○西村参考人 中小企業の震災の影響ということ

でございますが、それは、特に今回は非常に大き

なものがございました。大阪商工会議所が震災直

後に実施いたしましたアンケートでも、四社に三

社が、自社に直接、間接の被害、影響が出ている

と回答するなど、震災の影響は在阪企業にも大き

く及んでおります。

また、私どもも、幸い被害は受けませんでした

が、原料、材料を調達するのに非常に苦労いたし

ました。そのために、一時生産を縮小するという

ようなこともございました。その場合、やはりグ

ローバルに大きく調達先を探さなきゃいけないと

いう形で、では、どこでどういうものがあるのか

なかなかわからない、特に中小企業はその辺の

ネットワークが小さくございましたので、その辺

のネットワークが、どういふものが世界にあるん

だね、こういうものがあるんです、同じものがど

こどこにあるんですというのがわかるような体制

というものが、支援としては企業を継続するという

意味で非常にありがたいのではないかなというふ

うに思っております。

それからもう一点は、これはスピリットの問題

だと思ふんですね。やはり何くそ、何としてもも

う一回やるぞという経営者の意識、気持ち、そし

て従業員が一体となるというその気持ち、基本

的には企業を再生する大きなもではないかな、

かように感じております。

以上でございます。

○川口(博)委員 ありがとうございます。

それでは、東大の大橋先生に伺わせていただき

ます。

今回の震災で、サプライチェーンが分断され、

図らずも日本の産業における東北の重要性が浮き

彫りになりました。先ほど西村社長の方からも、

東北全体、国全体を西日本で支えていかなきゃな

らない、そういうお話もありました。これは、日

本の国のみならず、例えばアメリカの経済にも大

きな影響が出ています。いわゆる世界の経済に大

きな影響が出るほど、日本のものづくりの技術と

いうのは高かったということですね。これは、

我々ももっと自信を持たなきゃならないと思つて

います。

そこで、このサプライチェーンをどのように再

構築するのが大変重要になってきております

が、そうした観点で、業界の再編について御意見

を伺いたいと思ひます。

○大橋参考人 先ほどの川口先生の十四位の製錬

所のお話を大変興味深く伺いました。

御質問の件でございますけれども、御指摘のよ

うに、グローバルなサプライチェーンが、本来、

インフラのようなものですから、見えないで着実

に仕事をなしていただけるのがよかつたんです

が、思わぬ形で浮き彫りになってしまった。それ

で、一番懸念しなければならぬのは、ほかの海

外の企業がこうした我が国の強みの部分に攻め

入ってくるというか、ピンポイントでターゲット

を絞って、何とかサプライチェーンの一部をはぎ

取つてこうとういうような動きが出てくるんじや

ないかということに非常に懸念しております。

そのためにまず第一にしなければならぬのは、

もちろんサプライチェーンの復旧ということ

は言うまでもないことでございますけれども、こ

れはそれぞれの産業の事情に依るとは思ひます

が、そこにもう一つプラスアルファの、何らか

の、復旧を超えたような、復興の視点を近いよう

な、そういうふうなものを、日本の企業の、先ほ

ど西村参考人からスピリットとございましたけれ

ども、そういうふうなところで、もう一段、日本

がサプライチェーンに付加価値をつけるような取

り組みをぜひともしていただきたいなと思つて、

心から応援しているところでございます。

以上、なかなか難しい御質問で、ピンポイント

でお答えになつていくかわかりませんが、

お答えにかえさせていただきますたいと思ひます。

○川口(博)委員 私、先ほどリサイクル、レア

アースの話をしました。例えば、ベンチャー企

業、中小企業を含めて、ネオジムとかジスプロシ

ウムという大変いい物質をリサイクルする技術は

あるんですが、それを時代が求める、成熟社会が

求める省エネ製品とか工業製品にまだうまく有機

的な重層的な結合ができていないと思ひます。そ

ういう意味では、中小企業もしくはベンチャー企

業が、リサイクルという観点だけでも時代が最も

必要としてくれるものに食い込むようなチャンスは

まだあると思ひます。

そこで、私も、先般、宮古、それから田老の方

へ視察に行つてきましたが、大変な瓦れきの山で

した。もちろん、ほつぽつておけばただのごみに

なるんですが、ある意味では、仕分けをし分別を

すれば宝の山に変わると思ひます。

その宝の山に変わる方法として、例えば日本に

はいろいろリサイクルポートを含めて、秋田は家

電とか車とか工業製品のリサイクルが得意です。

また、山形の酒田港は、ある意味ではコンクリー

トとかアスファルトとか、そういうリサイクルが

得意です。同じリサイクルポートで、新潟の姫川

の方は、木材とかプラスチックとか、そういうリ

サイクルが得意です。

そういう意味では、今回、そのリサイクル、適

正な処理など、これを新たな産業興し、地域おこ

しに結びつけるような、一定の役割を日本海側も

果たせるんじゃないかなと思ひますが、先

生、この点についてはいかがでしょうか。

○大橋参考人 まさに、川口先生おっしゃられる

点は、今回非常に勉強させていただいたような感

じでございます。

そもそも、プラザ合意後、閉山された製錬所が

レアアースの回収で立ち直つたということで、ま

さにここから学ぶべき経験は何かということ、

今回の東日本大震災の瓦れきからの収集、一見、

皆さん、それを取り除くのが大変大変だといふ

ようなことをおっしゃられていたみたいですが、

でも、それを何とか別の方法で付加価値をつける

という観点からすると、おっしゃられる点は非常

に参考になるところかと思ひます。

ありがとうございます。

○川口(博)委員 永井常務にお伺いいたします。

この法律案では、企業の再編手続を簡素化する

仕組みが組み込まれております。

例えば非鉄金属の鉱山、僕は製錬所が立地する

町の出身と先ほど申し上げました、まさに世界の

経済とローカルの経済が同時性を持つて進んでお

る、これを実感させていただきました。海外の資

源メジャーが巨大化し寡占化して、輸入鉱石の買

い入れ条件がどんどん悪くなるのに対し、小坂の

製錬は規模の追求ではなく原料を鉱石からリサイ

クルに転換することで耐えました。これは貴重な

例外であろうと思ひます。

法律案には完全子会社化手続の簡素化が盛り込

まれてはおりますが、このほかにも手続の簡素化

や迅速化を通して企業が本来の生産活動に力が発

揮できるようなことがあるのではないかなと思ひま

すが、いかがでしょうか。

○永井参考人 今回の出されております法案自体

は、計画が承認されるということが前提になつて

いるものでございます。したがって、経営資

源をどう再活用するか、あるいは経営資源をどう

有益に使うかということ、一定の計画を出し

て、それが承認されるという形になつております

ので、これが国内の産業の方々からすると、もし

かしたら負担になるということはあるかと思ひま

す。

しかしながら、そのために、株主、さまざまな

ステークホルダーの人たちの利害が調整できるの

であれば、これはどんなやっていただける。そしてまた、計画がどのように実行されているのかということについても、一定のフォローが、モニターがされていくということが今回のみそだと思っております。

したがって、その過程の中でも、経済産業省等関係当局の御尽力も、あるいはさまざまなアイデアをインプットなりアドバイスなりも加えながらやっていただけると、先ほど来お話が出ています中小企業、あるいは規模を追求されていない地方の会社の場合でもできるのではないかと思います。

今の会社法等は、どうしても、すべからず、会社について規制を前提として考えてありますので、それぞれの立場あるいはニーズに従って工夫できるようなものがこういった形で計画、承認、あるいはモニターということを通じてなされること、ある意味では非常に有意義なのではないかというふうに思っております。

○川口(博)委員 ありがとうございます。

○田中委員長 以上で川口博君の質疑は終了いたしました。

次に、谷畑孝君。

○谷畑委員 自由民主党の谷畑孝でございます。

きょうは、お忙しい中、このようにして我々の委員会に参考人として御出席いただきました西村社長、大橋先生、永井常務、本当に心より感謝を申し上げます、このように思います。また、貴重な意見、ありがとうございます。

まず、西村参考人、大橋参考人、永井参考人に質問をしたいと思っております。

韓国では、一九九八年の通貨危機を契機にして、国内における産業再編を強力に推し進めたわけですね。もちろん、国内では大変なデモがあったり、若干、韓国国内でも混乱をしたり、いろいろしましたけれども、しかし強力な政治主導でそれを仕上げてきた。そして、その中で、自由貿易協定等を含めて日本よりも先に行きまして、今日では、半導体でもそうだし、自動車でもそういう

勢いで、日本の有力な産業を超えていくという非常に強い経済成長を行っておられるわけですね。

ところが、日本は一九九〇年代にバブルがはじけてから、失われた二十年ということで、その間幾つか、経済成長を少しやっただけにすぎない。その中で物すごい閉塞感、そんな感じがしてならないんですね。

これは、政治の指導力が悪いのか、あるいは日本の官僚制度が疲弊して、経済を推し進めていくという機敏な政策がとれていないのか、あるいはまた、企業側も企業側で、どんどんサラリーマン社長になったり、オーナー社長が少なくなったりして、強力な指導性というものが弱いのか。一体どういう理由なのか。我々自身も、こうして議員をさせていただきながら、非常に反省と苦悩というのか、本当に悩ましい、苦悩を持つわけですね。

それで、また今回、こういう東日本の大震災ということで、我々自身も何となくに意気消沈するところなのか、そんな空気があると思うのですけれども、何か所見というのか、いい意見がありましたら、西村参考人、大橋参考人、永井参考人に少しくお話を聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○西村参考人 西村でございます。

非常に難しい質問でございます。それがわかっていくならもう既にやっているだろうということになります。やはり基本は、まず私申し上げましたように、何くそという気持ちが一番大切なんじゃないかなというように感じております。もう一点は、やはり円高、デフレ。こういう状況を打破していかないと、企業マインドも前向きに進まないのではないかなというように感じております。

まだほかにいろいろあると思うんですけども、とりあえず、私の感じている点を二点だけ申し上げます。よろしくお願ひします。

○大橋参考人 大橋でございます。

私、アカデミックというか、学問の人間でございますので、なかなか実務の方を存じ上げていないところがございますけれども、学問に身を置いている者としてどういうふうに見えるかということだけ、ちょっとだけお話しさせていただきますと思います。

思えば、産業政策という言葉があるんですけども、この言葉というのは、そもそも旧通商産業省の政策でございます。当時、日本が高度成長するときいろいろな政策を打ってきた。そのものを総称して呼んでいる名称だと思います。それで、これは世界にもアカデミックな観点から非常に注目を浴びて、さまざまな形で分析を、我々、同僚を含めてやってきたところでございます。

ただ、そうした中で、一部の我々の同僚から、政府も失敗するだろう、その政府の失敗というものをどう考えるかということについて非常に重大な提起がアカデミックに出されて、それに對してなかなかいい回答が用意できなかったということが、全体として、産業政策という言葉が我が国においてはなえてしまった一因なのかなとアカデミックの側からは思います。

そうした中で、今回、韓国の事例であるとかブラジルの事例であるとか、さまざまな形でステートキャピタリズムみたいなものが出てきたときに、我々アカデミックとしても、それをどう考えていかなきゃいけないのかというのが実は非常に喫緊の課題でございます。今回、改めてその問題の重要性を御指摘いただいたところかと思っております。

○永井参考人 難しい質問でございますけれども、私が感じましたのは、今回の会社法の制度なども、株式を譲っていた。ただののに対して何を渡していくのか、それを自分の会社の株を渡すですとか、あるいは現金で渡すにしても、その手法についてさまざまな工夫を、特に法曹界の人を中心に考えてこられて、今回使われていますのが全部取得条項つき種類株式、名前を聞いただけで

何を意味しているのかわからないものでございませうけれども、これはもととは、一〇〇％減資をするときに、既に出回っている株式を違う株式にして減らしていくために考え出された、新しい会社法でできた制度でございます。これを使いまして、既に多数の方に持たれている株式を違うものにかえて、しかもそれを現金にするというのを、工夫をさまざまに考えているわけですね。

ですから、ある意味では迂遠な方法あるいは迂回路を通じているということでございますが、そこには、税制の問題ですとか、いろいろな制度をいかにうまく利用してやっていくかという工夫が見られているわけです。

特に、アメリカのロースクール、法科大学院などでは、こういったことを、コーポレートタックスとか私企業再編というような授業がもうありまして、そこでみんな、かんかんががく、けんけんごうごう議論しながら、どういう制度にすればいいのかというのを所与の条件の中で工夫していくというのを、学生のころ、あるいは、職業大学院ですとか職業に直結する形で議論をしている。こういったことが日本で行われているのかとい

いますと、私もアメリカにいた経験がございますけれども、それを学校の中で先生を含めて議論しながら、それが実際の業務にも使われていく。こういったイノベーションに対するエネルギーが非常にある。しかも、それは、中国の学生もいれば、韓国の学生もいれば、最近、日本から留学生は非常に少なくなっているというふうに言われまされども、アメリカの学校に集まって、それがイノベーションをつくり出していく。こういうものが日本にもないと、ブレイクスルーするような、技術革新もそうですけれども、法制度の面についてなかなか議論がしにくいというのを私は感じております。

したがって、所与の条件の中でもいろいろな工夫をして、それが抜け道をつくるということになつてはいけませんけれども、いろいろな形でイノベーションができる素地というものを日本も

何とか整備していただければ、こういうふうな思
う次第でございます。

○谷畑委員 どうも本場にありがとうございます
に。

次に、今回の産活法の本質でありますけれど
も、国際競争を高めようためには、企業の再
編、結合、合併ということをしつかりと位置づ
けをして、そしてそれを促進させていこう、こう
いうことだろうと思うんですね。この間、過去四
回法改正をしながら今回に至ってきているとい
うことでありますから。

そこで、大橋先生、永井先生に一言ずつお聞
きたいんですが、その合併をするために、過去
の大型合併の中で、昨年などは、電炉メーカーの
共英製鋼とか東京製鋼などは、一年四カ月協議
しながら、結局は結論は出ないし断念という、こ
ういうことが往々にあったわけですね。住友金
属とか新日鉄の合併ということもこれからある
わけですね。

その中で、協議ということになって、公取と協
議ということの中で、主務大臣が国際競争とかを
含めてしつかりとした意見を述べて、それで少
し審査をスピードアップしたり、公取自身も国際
競争ということを考慮するというのが法案の趣旨だ
と思うんですが、しかし、何といったって、
公取は公取として、独立機関でもありますし、そ
れなりに消費者の立場、あるいは公平な競争とい
う立場もあると思います。ここの折り合いとい
うのが非常に難しいと思うんです。

しかし、この法案で効果があるのかないのか、
我々自由民主党も、そういう意味で、修正を少
し加えて、さらに審査をスピードアップしてい
くということをしておるんですけれども、意見が
ありましたらぜひ一言ずつお願いしたいと思いま
す。

○大橋参考人 ありがとうございます。

この法律の改正案の、今先生が御指摘された点
の一番重要な点というのは、企業結合の規制に関
して、専管というか、専属の主体はどこかとい

と、やはり公正取引委員会が専属して行うとい
うところは非常に重要な点だと思います。なぜな
らば、やはり企業結合というのは、国際競争力もあ
りますけれども、ほかにいろいろな側面があつて、
そういうものを勘案して、ある意味専門的な
知識を持って判断しなければならぬという部分
も非常にあるところだと思います。

冒頭でも申し上げましたけれども、その部分
が、やや短期的な視点、あるいは競争政策など
も価格にちよつと重きが置かれ過ぎてしまつて
いるかなというところで、今回、その専門知識の
部分は残しながら、産業育成であるとか国際競争
力であるとか、そういうふうな観点も、公取にそ
の情報をフィードしながら、今までの視点にはな
い視点を組み込んで審査していく。

ただ、決定するのは公正取引委員会であるとい
うところの、その筋が守られている限りにおいて
は、私は大きな間違いというのは生じないのでは
ないかなというふうな考えているところございま
す。

○谷畑委員 もう一問だけ質問したいので、ちよつ
と永井先生、失礼します。

そうしたら、基本的にはそれで大いに前へ進む
という意見だったと思います。

それで、西村参考人にもう一つだけ質問したい
んですけれども、事業承継というのは私は非常に
大事だと思つてます。中小企業の親方というのは
苦勞してきたものだから、息子にはしつかりと学
力をつけて公務員にならせるか一流企業にと
う、そんなことで、黒字でありながら廃業するこ
とが結構あるんですよ。だから、これはせつかく
の財産ですから、ぜひ引き継ぎができるようにし
ていただきたい。

そこで、百八十四社であつて、三百五十九社は
希望があつて、二十七を引き継ぎさせたというの
は、非常に不動産の選別から見たら確率が高いな
と思つて喜んでおります。

一言だけ。結合させるコツがあると思うんです
よ、非常に難しいコツが。それを一つだけお願い

します。

○西村参考人 やはり結合させるには専門知識が
必要ですから、専門知識の方と全体をコーデ
ィネットするコーディネーター、専門知識を持つて
いる、税法とかそういうことを御存じの方がコー
ィネットできるというのを御存じの方で、そこは
チームを組んでいろいろコーディネートしてあげ
る、そして専門知識を取り入れるというような形
が非常に有効だ、かように考えております。

実際、大阪商工会議所でも、二名のチームでま
ずお話を聞く、専門家とコーディネーターとい
うような形で相談事業を行つております。

以上でございます。

○谷畑委員 どうもありがとうございます。

○田中委員長 谷畑君の質疑は以上で終了いた
しました。

次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹委員 公明党の佐藤茂樹でございます
。

きょうは本場にお忙しい中、西村参考人、大橋
参考人、永井参考人、当委員会に御出席いただき
まして、そして産活法の改正について非常に示唆
に富む貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます
。またこの後審議をいたしますので、参
考人の御意見を法案審査に生かしてまいりたいと
思います。

それで、私、最初にお聞きしようと思つていた
のを、今、谷畑さんがばつと最後に質問されたの
で非常にやりにくいんですけれども。

今回の法案は、産業再編の、組織再編を推進す
る、それをツーステップローンで支援もしてい
きましようというのが一つ、もう一つはベンチャー
企業や地域の中小企業支援という、この二本柱に
なっております。

まず、西村参考人の方にぜひお聞きをしたいの
は、事業承継の制度を何とか改善してくれという
のは長年の中小企業の悲願だったと思うんです
ね。私どもが政権にいたしましたときに、事業承継税
制を物すごく大きく拡充しまして、これは今回の

法案ではないんですけれども、親族に非常に引き
継ぎやすくした。このことを現場で見ておられ
て、そういうところが拡充されてどんな感じを受
けておられるのかということが一つ。

もう一つは、今、谷畑委員からもありましたけ
れども、大阪商工会議所さんで非常に先駆的な取
り組みをされて、平成二十二年には事業承継の
専門相談窓口を設けているんですけれども、ぜひ
これは今の経産省なんかにもノウハウを教えて
やつてほしいなと思ひながら私は聞いておつた
んです。

というのは、これからこの法律に基づいて事業
引き継ぎ支援センターというのが、まずは全国
七、八カ所、最終的には、この前、中小企業庁長
官は四十七都道府県に置きたいんだという話だ
つたんですが、そのときに、やはりきちつとした情
報を蓄積するというのが非常に大事だとい
うのと、もう一つは、きちつとマッチングさせる目
ききがつかりとできる、そういう人をしつかりと
育てていくということが私は非常に大事じゃな
いかなと思つてますが、こういうものについて大
阪商工会議所さんとしてどのように今までされて
きたのか、西村参考人にまずお聞きしたいと思
います。

○西村参考人 事業引き継ぎ支援センターの実効
性を高めるということでございますが、先ほど少
し申し上げましたように、事業承継の専門相談窓
口では、事業承継につきましては、中小企業の
方々に、税制、会計などの知識のある専門家と
ゼネラリストとしてのコーディネーター、このお二
人のペアで必ずお話を聞くということをしており
ます。それがまず基本的なものではないかな、一
人の人ですべてのことを求めるのは非常に無理が
あるのではないかな、そういう意味のチームを組
むべきだということに感じております。

それから、もう一つ注意しなきゃいけないの
は、やはり、これは先ほども申しましたけれど
も、公にできない、会社の中でも非常にシーク

レットな部分でございまして、そういう意味での守秘義務ということが非常に大切なのではないかな、かように考えております。ただ、余りにも守秘義務を重視しますと、今度は掘り起こしがなかなかできないということでのジレンマも少しございまして、その辺は守秘義務が大事なんじゃないかと思ひます。

そして、今度、支援センターができましたれば、各地でできれば、今、大阪の企業さんが中心で、東京の方も申し込まれて、東京の企業さんが大阪の企業を買収されたということもございまして、非常にレアケースでございまして、やはりもつと全国広く、売りたい企業の、内容は別にしても、こういう事業があるんだよ、こういう業種があるんだよということがわかる、もしくは、買いたい人が、大阪ではなくても福岡にあるんじゃないかというような形で見つかる、そういう大きな情報の交換ができるということがより多くのマッチングが成功する大きなポイントではないか、かように感じております。今回の施策につきましまして、全国レベルというのでは非常にありがたいなというように考えております。

以上でございます。

○佐藤(茂)委員 私、今参考人がおっしゃったように、今回、全国でどうネットワークを張って、引き継ぎたい人、引き継がせてもらう人、そういうところをしっかりとまっくマッチングできるかというのがこれから大事な課題ではないかなという感じはいたしております。

それで、次に大橋参考人にお聞きをしたいのは、参考人は、きょうお話しただいた以外で、七〇年の八幡製鉄と富士製鉄の研究をずっとされているというように認識しているんですけれども、七〇年のときには、日本の合併史上で審判審決に至った数少ない事例がこのときに残っているんですね。今回、時あたかも新日鉄さんと住金さんの話が浮上ってきているんです。

先ほども十分お話しただきましたけれども、短い目で見れば消費者のメリット、さらには長い目

でのメリットということ。さらには、日経新聞に載せられている、競争制限効果と効率性効果ということも論文の中で言われているんですけれども、時代の変わり方というの、当時の、七〇年代とは相当大きく変わってきて、合併をどう見るとい価値観、産業を取り巻くグローバルな状況も変わってきていると思うんです。

どういうところに重点を置いて合併というものをしっかりと判断していけばいいとお考えになっているのか、ぜひ大橋参考人の御意見を伺いたいと思ひます。

○大橋参考人 実際の審査はいろいろなことをくらんになると思ひますけれども、当時の、七〇年代のお話と今と何が一番大きな違いかというふうなことを、一言で言うところとそこが大きく違う。

今、企業がどんどん海外へかなり容易に進出することが可能になったりとか、あるいは、もう既に海外に事業所を持っている場合は、生産の比率をある意味かなり迅速にコントロールできるといふふうなところがございまして。そういう意味で、一言で申し上げると、必ずしも輸入品がなくても、国内の企業というのは、海外の資材価格とかを見ながら国内のことも考えているという視点が非常に重要なかなというふうに思ひます。

また、私の論文について言及していただきまして、本当にありがとうございます。

○佐藤(茂)委員 最後に永井参考人にお聞きしたいんです。

参考人は、経団連の法規制委員会の競争法部会のメンバーでもいらつしやるので、ぜひお聞きしたいのは、先ほど谷畑委員も言われましたけれども、今回、所管大臣と公正取引委員会が協議ができるということになりました。しかし、企業合併の最終判断を下す、その専断事項は公正取引委員会がお持ちなんですね。今、公取の方も、合併審査基準の見直しということをやったと昨年からかけて、パブリックコメントはもう終わったという段階でございまして。

経団連の中で議論されていて、特にいろいろと産業界から御意見のありました事前相談、この制度について、今までもいろいろな方が文章で書かれたりしているのを見ていますけれども、永井参考人としての、事前相談というものの問題点、さらに、どうあるべきかということについて、御意見を賜ればありがたいと思ひます。

○永井参考人 おっしゃるとおり、平成十九年のガイドラインの改正で、欧米や何かと規制自体はほぼ同じものになったというふうな理解しております。

しかし、日本独特の事前相談制度というものがございまして、これが迅速な判断といひますか、予見性がないという点で、審査にどのぐらいの間がかかるのかということがわからない。あるいは、会社としては、一応発表をしまして、投資家の皆様にも適切な判断を、提供したいわけですが、これも、いつ、どのような形でというものがお示しできない。こういう点が、我々会社側として利用する場合に、不透明なところといひますか、一番利用しにくいところだといふふうに理解しております。

以上でございます。

○佐藤(茂)委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

○田中委員長 佐藤茂樹君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。きょうは、三人の参考人の皆さんには、大変お忙しいところ、ありがとうございます。

私、最初に大橋参考人にお伺いしておきたいと思ひます。

今も出ておりました一九七〇年の八幡、富士の合併、今回、ことし二月三日だったと思ひますが、新日鉄と住金の、二〇一二年の十月に企業合併をすべく検討開始ということが公表されましたけれども、国内では、こうして鉄鋼分野でも本当

に数社体制、その数もうんと、一か二に近いぐらいの体制に進んでいく。一方、西オーストラリアの鉄鉱資源会社二社の合併には反対だということも言ってきたわけですね。

そうすると、国内では合併、海外で合併をやられると困りますからそれは反対だというのは、これはいわばダブルスタンダードということになってくるかと思ひます。こういうあり方といいましか姿勢というものは果たしていいのだろうかということが問われるかと思ひますが、お考えを伺っておきたいと思ひます。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

まず、実態問題としてでございますけれども、海外の鉄鉱石のメーカーの合併というものが我が国にどういふふうな影響を与えるかということを考えてみますと、やはり、鉄鉱石というのは比較的価格がじかにはね返ってくるものだから、そういう意味で言うと、鉄鋼メーカーとしては、買価格というののかなり高くなってしまうということ、恐らく一般的に反対だといふふうなことをおっしゃっているんだと思ひます。

他方で、鉄鉱石というのは、なかなかそれにかえる代替のものがありませんから、鉄をつくるという鉄鉱石以外に使う方がないという意味で、その部分、ボトルを閉められちゃうと、我が国の鉄鋼メーカーは非常に厳しい。そうすると、一つの方向性として、やはりある程度のバイイングパワーをつけなきゃいけないというふうな方向での、一般的な経済原則の流れとしてあるのかなと思ひます。

そういう意味で、日本の鉄鋼の需要家の立場で考えてみると、やはり上流の企業に対しては合併はしてほしくないと思ひますし、他方で、もし合併が起こればしまった場合には、なるべくその規模を生かして生産効率性を高めていくような努力も企業としてはしていかなくちゃいけないということもあるのかもしれないと想像しております。

以上でございます。

○吉井委員 合併しても、合併することによって

価格が安くなって消費者メリットというふうには必ずしもならないということは、先生の本なんかも勉強させていただいて思っているんです。

今の問題は、要するに、自動車などで見ますと、国際的には数社体制にだんだん収れんしていつていますね。多国籍企業の時代ですから、数社もうんと小さくても十分やっていける。そして数社で競争する。しかし、そうすると、そこに使う鉄はどこの鉄鋼会社と契約するかによって変わってくるということであつたから、今度はその上流側の資源株式会社については合併は反対だ。そういうダブルスタンダードが出てくるというのは何とも変なものだと思ふんです。

そこで改めて、私は今度は大橋参考人と永井参考人にお伺いしておきたいんですが、この問題というのは、さっきもおっしゃった産業政策の面と独禁政策の面と金融政策にかかわる面、これが今非常に深くかかわつてきている時代じゃないかと思ふんです。

製造業の企業間の協力、提携に始まつて、あるときは合併、企業結合という形、それは独禁政策と産業政策の中でも考え得る世界かと思ふんですが、同時に、今日のように異常な投機マネーが動くと、その結果として正常な産業活動が脅かされてくる。そして、それがさつと引き揚げてしまふとまた大変な思いをさせられる。これは西村参考人ももうリーマン・ショック以後随分御苦労いただいたと思ふんです。

やはりそういう点で、国際的にはトービン・タックスの話とかいろいろありますけれども、産業政策、独禁政策とともに、金融政策というものについてもきちんとした考え方を持つて臨まないとなかなか大変なやつてくるんじゃないかと思ふんですが、これは大橋参考人と永井参考人に御意見を伺つておきたいと思ひます。

○大橋参考人 金融のことにつきましては、もしかすると永井参考人の方が詳しいかも知れませんが、私も、鋼材価格とか資源価格の投機の問題というのは非常に注視して見なきゃいけない問題

だと考えております。

他方、規模のお話がちよつとございましたけれども、一つ長期的な点という意味で重要なのが、我が国の鉄鋼メーカーを考えてみると、多くの高炉というのはもう四十年、五十年使い古しているものが非常に多い。他方、今ほとんど鉄工所ができていて中国あるいはインドというところは、新しい高性能のものが出てきている。

それで、こういうところとどうやって渡り合つていくのかという際に、やはりある程度の設備の更新はもちろんのことですけれども、その設備をリブレースしていく、あるいはそれに対して新たなRアンドDを行つていくというところの体力がなかなか現在の規模では難しいんじゃないかというところも一つ論点としてあらうかなと思ひます。

以上でございます。

○永井参考人 金融政策ということとは非常に難しいテーマでございますが、従来、都市銀行が十数行ありましたが、現在ではメガですと三行というような形で言われております。これが利用者への利便性にとっては果たしてどうなのかという議論も一部でなされていることも承知しておりますけれども、国際的な競争力を持たない、もう既にボーダーレスな世界の経済の動きの中では、海外の同業者と競争することは非常に難しくなっております。

ツープッグ・ツーフールみたいな、逆の意味での大き過ぎてつぶせないという議論も一部には起こつております。大きいことがいいわけではありませんが、ある程度の規模を確保して、預金者の保護も図りながら、しかも融資の余力も非常に持つて、それぞれの国がそれぞれの国の産業発展、育成のために尽くしているということですので、金融政策の面でも、今回の東北地方なんか、場合によつてはいろいろな地方銀行を含めた再編の動きもあるように聞いております。

したがいまして、いかにお客様である中小企業を初めとしたところに融資を的確にできるかとい

う点を考えますと、ある程度の規模を追求することもお許しいただければと考えております。

○吉井委員 規模とともに、やはり投機マネーの規制というのをきちつとやっておかないと、本来の、投資をしてリターンを得て企業を成長させた時代と、今のようにな金を転がして産業を混乱させるという時代は違いますから。

最後に、私、西村参考人に伺つておきたいと思ふんです。

電力などは文字どおり地域独占、関西だったら関西電力で、私はそこから電氣を買っているわけですが、私ども、今回の原発事故というのは、地域独占でやつてきたところで一つ大きな事故をやつたら、エネルギー供給が満たされなくなる。アメリカなどは送配電分離ですから、発電だけの会社は別に幾つもあつて、送電だけの会社というふうになつていきますけれども。

やはりこういう企業結合を考える場合に、まさに中小企業の存在がどうだと思ふんですけれども、同時にリスク分散をどう図つていくのかということとは、うんと考えておかないと、将来の日本の経済と地域産業にとつてもこれは深刻な問題を生み出すんじゃないかと思ひますが、お考えを伺つて終わりにしたいと思います。

○西村参考人 先生の御質問はリスク分散をどう考えるのかということだと思つておりますが、中小企業にとりましては、今回のような大きなことでリスクを考えて、最初からリスク分散で、例えば工場を二カ所持つておくこと、非効率性とか、やはりトレードオフの関係にあるというように思つております。残念ながら、中小企業ではなかなかそういう分散はできないといううな感じでございます。

ある程度大事なものは、特に情報システムなどはやはりそれなりのリスク分散をして、地域的な分散もきちつちりしておかないと、今は情報化社会ですから物も動かなくなるけれども、それ以上のことは、何か公的な支援があれば話は別ですが、非常に難しいなというように感じております。

以上でございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございました。

○田中委員長 以上で吉井君の質疑は終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一と申します。きょうは貴重な御意見を大変ありがたうございました。

最初に、西村参考人に質問させていただきたいと思ひます。事業継承についての質問です。

今回、東日本大震災でいろいろ企業が大打撃を受けて、恐らく、あちらの被災地の企業の中には、工場の施設はもうだめになつてしまつた、だけれども人はいる、ノウハウはある、人材もいる。だけれども、例えば経営者の方の年齢を考えると、もう一回やり直すのはなかなか難しい、だからだれかに事業を譲りたい、そういうニーズは非常に多いんじゃないかと思ふんです。

そういった意味で、被災地において、例えば事業継承を非常にスムーズに進めるためにどういう支援が必要か。あるいは、この法案は全国一律ですけれども、例えば被災地特別扱いをして何らかの措置をするすれば、どういった措置が効果的でしょうか。

○西村参考人 被災地だから特別ということにつきましては、ちよつと今のところでは想像がつかないという形だと思ひます。通常のようにこういう支援センターを立ち上げていたければ、情報がおのずから集まつてくるのではないかと、情報があいに思つておりますが、被災地だから特別にということについては、少しわかりかねます。申しわけございません。

○山内委員 ちよつと難しい質問で、大変失礼しました。

それでは、同じように被災地の再建、復興ということに関して、西村参考人と大橋参考人、お二人にお尋ねしたいと思ひます。

工場の再建とか、あるいは被災地の復興に向け

て新しく企業の投資を呼び込みたいというところがあるかと思えます。経済団体からは、被災地を特区にしようみたいな、いろいろな意見が出されております。場合によっては、インベスト東北キャンペーンみたいなことを経産省が大々的にやってもいいんじゃないかと思えます。

そういった意味で、こういった優遇措置があれば、東北の被災地の企業の復興、工場の再開、あるいは、それこそ新規の投資を復興した後の工業団地とかに呼び込んでいくことができるでしょうか。お三方にお尋ねしたいと思えます。

○西村参考人 西村でございます。

今のところでは、急には思いつきませんので、ちよつとわからないということで終わらせていただきたいと思います。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

我が国でも、これまで、震災前になかなか前に進まなかったようなことがございます。グリーンイノベーション、ライフイノベーションとか、いろいろな形で事業をするに当たっても、規制とかいろいろなしがらみで物事が進まなかった。そういうものを、ぜひこれを機に、復興の何らかの礎の一つとして使うような施策があればいいなというふうに考えております。

具体的にはなかなか申し上げるのは難しいので、このあたりで、よろしく願います。

○永井参考人 金融関係に携わっている者からしますと、例えばファンドというような形で、私も東日本復興支援債券ファンドというようなものを販売させていただいたりもして、投資家の皆様から五百億に上るお金を預らせていただいております。その投資先が、国債でありま

ような形でお金を集めることは比較的容易なのではないかと思えます。できるだけ早くそこに政府の何らかの援助もお願いできればということで、お願いしたいと思えます。

○山内委員 ありがとうございます。

それと、先ほど大橋参考人からですが、海外に企業がシフトしていく、生産の拠点をシフトしていく、それをとめなくてはいけないという御意見があったと思うんですけれども、何をやって企業家の海外シフトという被災地の生産をよそに奪われてしまうのをとめることができるでしょうか。簡単に御意見を承れればと思えます。

○大橋参考人 思いまするに、現在被害を受けている工場等の復旧がまず第一だろうというふうに思います。

そこで、多分、それぞれの企業の方が物すごい人を投入して、何とか懸命に、この夏あるいは秋口に向けて非常に御努力されていると思いますので、まずその部分を見守りつつ、今後打つべき手を打っていくというふうなことになるのではないかとこのように思います。

なかなか難しい御質問で、済みません。

○山内委員 事前に通告していないのでなかなか答えにくいかもしれませんが、もう一度西村参考人に、御経験から教えていただければと思えます。

事業を引き継ぐとなると、やはり事業を買い取るお金がある人または組織、そして同時に、運営するノウハウのある人または組織、お金とノウハウと両方ある人が引き継がないとなかなか難しいのかもしれないが、両方持ち合わせている人というのは意外とないんじゃないかと思えます。

例えば、経営だけやる人あるいはお金だけ出す人、そういうものをうまく組み合わせる仕組みみたいなものが、それは本当は証券会社なんかをやっていることかもしれないが、それを地域のレベルでつくっていくということが必要ではないかなと思うんですけれども、そういうものを例えば商工会議所などで試したことはあるんでしょうか。

か。

○西村参考人 基本的に、私も企業買収をしたこともございますが、マネジメントは、海外でもそうなんですけれども、やはり現地の方、もしくはその買収した企業そのものが持っているというところが第一だと思うんですね。そして、どちらかといえば、買う方はお金を用意して、その企業を手に入れたら、そしてその後のマネジメントは買われた方が一生懸命やる。そこで足りない部分は僕等が見ていてサポートしていくという形で実際は企業買収というのが進んでおるのではないかなというふうに思います。

したがって、特別にファンドがどうのこうのというほどではなくて、通常の、やはり金融機関がそれなりの評価をしてお金は貸していただけないかなという感じがしてあります。今回、少し金利の安いファンドが用意されるということをお願いしておりますので、非常にありがたい、やりやすくなったなとは感じておりますけれども、地方で特別にどうのこうのというほどではないかな、また、それはちよつとなかなかしんどい事業ではないかなと感じております。

以上であります。

○山内委員 では、時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の皆さんには、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。また、委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

また、参考人の皆さんの今後ますますの御活躍と御発展をお祈り申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○田中委員長 この際、お諮りいたします。

原案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局参事官遠藤俊英君、経済産業省大臣官房審議官井内慎男君、経済産業省経済産業政策局長安達健祐君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君、中小企業庁長官高原一郎君及び中小企業庁事業環境部長伊藤仁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 これより政府及び修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齋藤健君。

○齋藤（健）委員 自由民主党の齋藤健でございます。

初めて経済産業委員会で質問する機会をちょうだいいたしました。ありがとうございます。ぜひ充実した議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、今議題となっております産業活力再生法の改正案につきまして、公正取引委員会の方に幾つかお伺いをさせていただけたらと思えます。

この法案の趣旨には、我が国の産業再編を促していくという大変重大なねらいがあるかと思っておりますけれども、その法案の是非を議論するためには、また、我が党からも修正案が出ておりますけれども、その修正案を議論していくためには、企業結合規制をめぐっての世界の潮流といえますか、今どういう時代に我々はいらるかということを中心に把握しておく必要があるかと思えます。

例えば、お隣の韓国で大変大規模な再編が行われているのは皆さんもう御案内のとおりですが、韓国では、九七年のアジア通貨危機の際に産業再編が大きく加速をいたしました。このよう

な再編が行われたら、そのときには、当時、韓国では、産業の合理化または国際競争力強化のための企業結合については、韓国の公正取引法の企業結合規制からの適用除外になっていたというふうに私は伺っております。

金融危機、通貨危機に対処するために、当時の公正取引法の適用除外を設けてまで大胆に再編を進めたということでもあります。この適用除外は九九年には廃止となりましたが、したがって、これを単純に私は日本にも適用すべきだということを申し上げているわけではないわけですが、韓国では、九九年に適用除外をやめたときに、企業結合以外によつては達成することが困難な効率性増大効果、つまり企業結合によつてしか達成できない効率性、そういうものが競争制限による弊害よりも大きい場合は公正取引法が適用されないということが定められているわけであり、つまり、効率性が増大する効果と競争が制限される弊害を比較考量いたしまして、国民に役に立つ方の結果を選択できる仕組みができていたわけであり、さらに、韓国では、この審査をするに当たつての基準で、雇用の創出ですとか地域経済の発展ということも考慮をするようになっていたわけであり、こういう国と、我々、我が国の産業は競争しているわけであり、

また、これも釈迦に説法かもしれませんが、ドイツやフランスの競争政策について見てまいりますと、ドイツにおきましては、競争当局が決定をしたその決定結果につきまして、連邦経済技術大臣が産業政策とか社会全体の利益等の観点から覆す権限を有しているわけであり、また、フランスも同様に、競争当局が一度決定をいたしましたも、経済財政産業大臣が、ドイツと同じように産業政策や社会全体の利益等の観点からその決定を覆す権限を持っているわけであり、

また、アメリカにおきましても、最近変化がございまして、アメリカでは市場シェア一辺倒機械的に市場シェアを指標にするということから、むしろ効率性の向上、つまり、企業が結合するこ

とによる規模のメリットですとか、技術力の向上、イノベーションの促進、そういったような国際競争上の競争力の強化というプラスの効果に国民経済が大変大きな利益を得るということがだんだんと認識をされてきてまして、米国でも、シェアという機械的な指標によらずに競争制限的效果を判断する方向性を打ち出しているということでもあります。

つまり、一言で総括をいたしますと、競争法制そのものが国際競争にさらされているということではなからうかと私は思います。企業結合の審査に当たつて国際競争を考慮するなというレベルではなくて、最初から、世界で国際競争を日本に据えて日本の競争政策も考えていかないと、お隣ではもっと激しくやつてきているわけであり、また、結局、我が国の国民経済にいい影響が出ない、場合によつては悪い影響が出るということにもなりかねないということでありまして、他国の競争政策を十二分に把握をしながら、国際競争に劣後しないように、我が国の競争法制も果敢に手を打つていかなければいけないのではないかと、我々はそういう時代を迎えているのではないかと私は痛切に感じているところであります。

この点につきまして、竹島公取委員長、どのような認識をお持ちか、お伺いできたらと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 大変高い次元というか広い視野からの御質問でございますが、これは、それぞれの国における歴史と非常に関係があつて、産業政策と競争政策についての位置づけ、役割分担は国によつて違うと思ひます。

日本は、齋藤委員も御案内のように、かつての旧通産省が、行政が介入して、いわば混合経済として日本経済を引っ張つていく。そのためには、独禁法が必要な場合には適用除外カルテルも認める、こういう形で産業政策がまずありまして、競争政策はその邪魔にならぬ程度にしておくべきだ、こういう歴史を持った我が国と、アメリカの

ように、そうじゃない、独占の弊害というのは非常に大きいから、一時は大変厳しい企業分割まで命じて財閥を分けた、そういう激しい競争政策を導入した国もある。

そういうことでございまして、私は、長い歴史、日本の独禁法は昭和二十二年にできておりますので六十年以上たつていますが、長い間冬の時代だつたと思つていて、ところが、何年か正確にはわかりませんが、十年、二十年、世の中変わつていくし、霞が関の中における独禁法の位置づけの認識も変わつてきていると私は思つております。例えば談合はよくないとかいうことは、当然のことになつていっていると思ひます。かつては、カルテルについても、カルテル必要悪、これは違法かもしれないけれどもやむを得ないんだ、業界がお互い生きていくためにはカルテルは必要悪であるということが公言された時代もある。

そういったことが、本日に日本の国際競争力なり企業なり消費者のためになるのか。答えはノーである。今、齋藤委員がいろいろおっしゃっている厳しい日本の経済情勢でございまして、この点について私は答えは変わらない。要するに、競争なくして成長なしだと思つています。競争したくない、だけれども成長できるというのは、これは私はうそだと思ひます。

したがって、日本の企業にとつて国際競争力が大事である、産業にとつてそうである、私もそれはわかつておりますが、ただただ大きな、そのときに効率性という説明も一応つく、よつてもつて認めるべきであるというその議論は、もうちょっと深める必要がある。

先ほど齋藤委員御自身がおっしゃつたように、韓国の場合も、効率性については評価する、それが競争を阻害することによるデメリットを上回れば、それはそれでいいじゃないかと。しかし、その効率性というのは、その企業結合をしなければ得られない効率性ということになつてくる。そこにありますように、ほかの手だてがあるじゃないかと。

この間のオーストラリアにおけるBHPピリットとリオ・ティントの場合もそうですが、彼らは、西オーストラリアにおける鉄鉱石の開発、輸送を合理化するんだ、お互いそれを持ってる港というのは別々じゃまづいので一緒に使えるようにするんだ、効率性が上がる、一兆円も上がるんだ、こういうことを言つていました。しかしながら、我々の主張は、そういうことはお互いに鉄道を売つたり買つたり、または、港湾の共同利用協定を結べばできるじゃないか、何も企業結合しなればできないものではないと。そういうことでございまして、どの国も、韓国においても、確かに期限を切つて国際競争力優先の政策をとつたことはありますが、それであつても、今言つた限定つきなのでございまして。

したがって、私が御理解を賜りたいのは、要するに公正な競争というのは本日に大事なんだ。これは、何も消費者だけじゃなくて、その企業にとつても、その業界にとつても大事なんだ。似た者同士が一緒になつて、そこでシェアは余り言つてくれるなということになりますと、何が起きるかという、似た者同士ですから一足す一が二にならないわけですか。分析してみますと、一足す一が二以上にならないという意味がなと思うんですが、実際は二になるのは少ない。

特に似た者同士が一緒になつて何が起きるかという、原料が上がりまして、それじゃ国内の自分たちの製品の価格を上げましようということ、それが、より容易になる。それで、それに伴うコストはどうかという、ユーザーなり消費者が払う。それでもつて外国で仮に安く物を売つてということになると、そういう企業結合は本当に評価していいのかというふうには私は思つております。

したがって、国際競争力は大事ですけども、本日の意味で国際競争力なり産業の活性化になるような企業結合という話が来てほしい。我々がそれをすることはできません、あくまでも受け身でございまして。そういう大義名分が、説明がつきそうなものを持つてこられて、これを認めて

くれと言われても、そうすることはよくないのではないかというふうに思っています。

でも、くれぐれも、そういう発想に対して否定的だというふうにお考えいたたくと困る。何もシエア一辺倒じゃございません、要は、企業結合によって、あるマーケットにおける競争が実質的に制限されるかどうかだ、この一点に尽きる。これは、アメリカでもヨーロッパでもみんなそうです。

そのときにシエアをどう見るかというのは、言ってみればテクニカルな話でございまして、シエアがどうでなくとも、実質的に制限するかしないかということは、それで大きくなって必ずしも輸入とか何か競争相手がいる、または、自分が価格を上げようと思ったら代替品が出てくるということが説明がつけば、当然、競争に対して悪影響がないということになるわけでございまして、これは認められるわけでございまして、そういう意味で公正で自由な競争が大事だということを言っておりますことについて、ぜひ御理解をいただければと思います。

○田中委員長 公取委員長、できるだけ答弁は短くしてください。

○齋藤(健)委員 委員長の御指摘のとおりで、もう少し短くしていただければと思います。

具体的に二、三お伺いしたいと思います。

どの国も公正な競争が大事ではないなと思っていて、ある国は一つもないと思います。その上で、今や価値観が変わってきていて、国際競争で勝ち抜くという視点が重みを増してきたということを私は伺っているわけであります。まず、その視点があるのかないのか。今のお話では、後で議事録を精査してみないとわからなかったんですが、いずれにしても、相手が変わってきているというのは間違いのない事実であろうかと思えます。

そして、今委員長がおっしゃった、アメリカは非常に厳しく律してきたというお話がありましたけれども、そのアメリカも時代認識の中で変わってきているということであります。

私がお尋ねをしたいのは、先ほど少しお話ししましたけれども、アメリカは、企業結合による規模の経済のメリット、すなわち、生産性がそれによつて上がった、あるいはイノベーションが向上したり、一番大事な国際競争力がそれによって強化されるというプラスの効果を前向きに評価するというのが今行われつつあるわけでありまして、あのアメリカにおいてさえ、そして、実際に、先ほど申し上げましたように、市場シエアだけではなくて、機械的によらずに、きつちりと競争制限の効果判断するという方向を明確にアメリカでさえも打ち出しているということなんでしょう。

今、委員長のところでは企業結合審査に関する運用指針の改定を進められているということでございますけれども、現行の指針では、この企業結合による効率性の向上につきましては、輸入、参入、それから隣接市場からの圧力などと並ぶ、単なる一つの要素として記載されているだけであります。

近年これだけ国際競争が激しくなり、あのアメリカでさえも考えを変えつつある中で、今、効率化も加味しますという程度の審査指針で本当に十分なんでしょうか。むしろ、国内シエアによつて競争制限性を判断するのではなくて、シエアが高くなつても研究開発やイノベーションを推進できる企業結合については積極的に認めていくというぐらいのメッセージを、国際競争を激しくしているわけですから、打ち出せないのかということについて、お伺いしたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 委員もお読みいただいているかもしれませんが、企業結合に関するガイドラインというのは、四年前にも大改正を我々なりにさせていたわけで、その中で効率性についてちよつと触れている程度とおっしゃいますが、国際的な整合性というのは一方の議論として大変ありまして、これは、カルテルだけじゃなくて企業結合についても国際的な整合性をとらうじゃないかということ具体的に議論を競争当局間でしております。

ります。どういう手続、どういう審査基準でやるかということはいろいろ議論されている。

我々も先進国の一員として、そんな、ほかの国と比べられて恥ずかしいことをやろうなんて思っていないから、今のガイドラインは、内容においても国際的なものであるというふうな自負をしております。したがって、効率性についてもちゃんと考えます。

ただ、EUにおいて言われているように、効率性が被害を大幅に上回るからこれでよしという事例は、EU自身も言っているように、ガイドラインには書いてあるけれども、それでもってパスしたケースというのは極めて少ない。私は聞いておりません。

そういう実態があるので、効率性というのは、その企業結合をしなければ得られない効率性でございまして、おっしゃいました研究開発は企業結合をしなかつたらできないものじゃありませんから、その意味ではハードルが高いわけでございまして。

○齋藤(健)委員 諸外国と比べて恥ずかしいことはしていない、当たり前の話で、勝つようにやっつけてほしいということを言っているわけでありまして。

そして、今おっしゃいましたように、技術開発、イノベーションということについても、当然、企業結合によつてどれだけイノベーションが拡大するかということも私は申し上げているのであって、企業結合しなくても得られるものまで認めろなんということも申し上げているつもりは全然ありません。

二つ目の御質問ですけれども、これはちよつと私の興味に近い話なんですけれども、韓国のように、この審査に当たって雇用ですとか地域経済への配慮、韓国の場合は、先ほどお話し申し上げましたように審査基準の中で考慮するようになっているわけでありまして、我が国でも企業結合審査基準において、こういう雇用の創出とか地域経済の発展といった我が国経済のプラスとなる

要素も現在において考慮されているのか、それは企業結合審査に関する運用指針の中できちんと位置づけられているのかどうか。もし位置づけられていなければ、韓国と戦っているわけでありまして、明記をするというのも一案ではないかと思いますが、委員長の御見解を伺いたい。手短かに願います。

○竹島政府特別補佐人 雇用、地域振興ということまで目配りをせよというのは、私は、それは競争当局でなくなってしまうと思います。それは政府全体なりなんなりで考えるべきことであつて、競争当局というのは、独立性を持つてまさに競争法を所管する役所ということでございます。総合官庁じゃございません。今おっしゃった視点は、国民経済的には大事でございまして、けれども、公正取引委員会が配慮すべきことではない、競争法の世界でテイクケアすべきことではないというふうに思います。

○齋藤(健)委員 私は、それは見解が明らかに違ひまして、考慮要素として考慮もしないのかということも申し上げているのであつて、しかも、お隣の競争当局がそれをやっているということでありまして、私が何ともしんかんことを言っているとは思われないわけでありまして、今の御答弁は重く受けとめさせていただきたいと思ひます。

次に、企業結合事例の公表のあり方について御質問させていただきたいと思ひます。

企業結合の準備を企業が進めるに当たりましては、今、それが円滑に進められるようにということで事前相談制度がございまして、昨年六月に公表されました資料によりますと、平成二十一年度に独禁法上の問題について、容認した企業結合案件は二十四件ということでありまして、そのうち事例として公表されているのは、わずか八件ということでありまして、二十四件のうち八件であります。なぜすべて公表されないのでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 以前に比べると随分ふや

してきているつもりです。意図的にふやしておられます。それは、説明責任の問題もございまして、予測可能性の問題もあるので、ふやした。

ただ、どうして全部じゃないのかと。これから変えなければ、どうして今までそうじゃないのかというのは、事前相談というのは、企業がこの話は内々においてほしいというのが事前相談の基本でございます。その中で、我々は、これはほかの企業にとつて参考になったり、独禁法のことを勉強している弁護士にとつても勉強になるから、事例として出させてほしい、固有名詞はわからないようにして出させてほしいということを出しているというのが実情でございます。

これから事前相談をやめますので、少なくとも第二次審査へ行つたものは全部公表いたします。それから、第一次審査もなるべく公表します。そういう方針に変えたいと思っております。

○齋藤(健)委員 その方針は大変多量にしたいと思いますが、事前相談の事例を研究することによつて、企業側にとりましても予測可能性が高まるということでもあります。あるいは公正取引委員会の審査におきましても効率性が高まるという、双方にとつて公表というのはメリットがあるかと思ひます。

したがいまして、過去五年間、事前相談でオーケーを出したケースにつきまして、昨年は二十四件のうち八件ということであつたわけでありまして、今、委員長は企業がやめてくれと言われるケースもあるとおつしやいましたので、それまで公表しろと言つてもありませんが、企業がやめてくれと言わなかつたケースにつきましては、過去五年間、公表してもいいのではないかと思ひますが、御見解を賜りたいと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 さかのぼつて今までの取り扱いを変えろということは一般的にはやらないことで、やはり、直すべきことは、これから先に向かつて直すというのが普通ではないでしょうか。おつしやるように、もう一回、それぞれ当たつ

て、これは発表してもいいかということ企業に聞いて、過去五年さかのぼつてやるということでは、やろうと思つたらできないことはないと思ひますが、さて、本当にそうなのか。今の開示では不十分で、大事なことがわかつていないといううなことではないと私は思つてゐるものですか。参考になるものはまさに公表してゐるものから、ふうに思つてゐるものですか、全部五年間さかのぼつて確かめるというのは、行政の場合はそういうふうに通及してどうこうということは余りないというのが普通ではないかというふうに通じておられます。

○齋藤(健)委員 申請する企業にとつてもメリットがあり、公正取引委員会の審査においてもメリットがあるわけですね。そして、過去のもの一般的には余り公表しないということでありまして、両者にメリットがあつて、それを公表したらみんなが喜ぶものであるわけでありますよね。公表したらいいんじゃないでしょうか。何かそれが特別の障害があるんでしょうか。何かそれがいいと言つたものだけ。公表したらこれからもつと効率性が高まると思ひますが、どうして過去のもの公表できないんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 さかのぼることは絶対にきないということをお願いしているわけではなく、本当にそれが必要かということ、企業に一定んこういうふうにしなうということになつた五年前のものを、今になつて、考え方が変わったから出すぞ、協力してくれということ。さて、どうなのかという心配があるということだけでございまして、それ以外のものではございませ

ん。○齋藤(健)委員 大した心配じゃないと思ひますので、企業に聞いて、いいと言つたところは公表していただくよう、尊敬する竹島委員長ですの、リーダーシップを発揮していただけたらありがたいと思ひます。この質問はこの辺にさせていただきますけれども、私が申し上げたいのは、この産業活力再生法

におきましても、これからいろいろな案件が持ち込まれることにならうかと思ひます。きょう私が申し上げましたような、競争政策同士の国際競争が起つてゐるという認識をぜひしっかりと持つていただいた上で、この産業活力再生法の改正の運用に努めていただけるよう心からお願ひを申し上げます。

竹島委員長、本当にお忙しいところ、ありがとうございます。とりあえずこれで結構でございます。ありがとうございます。

続きまして、東京電力による補償金支払いスキーム。

今回の福島原発事故で大変多くの方が被災をされました。今なお大変苦しんでおられる方が大勢おられますし、また、先が見通せないという不安がそれに加つて、本当に苦しい状態が続いてゐると思ひます。そんな中で、そういった方々への補償をどういうスキームで行つていくかというのが極めて重要な政治課題になつてきてゐると私は思ひます。

先日、二十三日だつたと思ひますが、日経新聞の報道におきまして、政府が検討中の福島原発事故の被害者に対する救済手続といひますか、スキームというか、それが報じられておりました。もちろん、まだ検討中の案ですということだろうと思ひますが、しかし、大変気になる点がございまして、その案そのものを、まだ検討中のものをここで議論しようなんという理不尽なことは、私も役人をやつていたので言ひませんが、救済スキームを議論するに当たつての基本的な考え方、こういうものについてはこの国会の場できちんと議論させていただけたらと思つてゐるところであります。

というのは、はい、決まりましたというのでは国会の意思を全く反映できない。いわんや、震災対応は与野党が協力をしながらやつていこうという性格のものでありますので、この基本的なところについて、少し、海田田大臣、お忙しいと思ひますが、ぜひ議論をさせていただけたらと思ひま

す。

風評被害も含めて今回は救済をしていくということを政府は早い段階から表明をされておりました。私はそれを大変高く評価をさせていたでいてゐるわけでありまして、しかし、事故の収束の見通しが大変不明だということでありまして、こういう状況において、まだ不明であるにもかかわらず、被害を確定するのは難しいにもかかわらず、この補償というものはやつていかなくちゃいけないわけでありまして。

こういう状況においてはスムーズに迅速に補償が行われていくということが私は一番大事だと思つておりました。そういう観点が一番大事にした制度設計になつていなければいけないのではないかと思ひますが、まず、この基本的な考え方について大臣の御見解をいただけたらと思ひます。○海江田国務大臣 齋藤委員にお答えをいたします。

二十三日の日経新聞の記事は本当にまだ決まつていないものでございまして、委員が先ほどお述べいただいた考え方というのは全く私も同感でありまして、委員がそういう立場に立つて質問していただいているということを、まず御礼申し上げます。

その上で、しかし、やはりこれは国会で議論しなければいけないということでございまして、私も、この経済産業委員会、衆議院と参議院、あるいは予算委員会などで幾つか述べさせていただきましたけれども、一つは、今の原子力損害賠償法がございまして、まずこれに基づいた考え方、この規定に基づいてございまして、もちろん三条ただし書きというのもございまして、基本的には、第一義的には東京電力がその責任を負うべきではないだろうか。

他方、実際に被害に遭われた方々の賠償に対する考え方、あるいは、本当に賠償が必要なのではないかと、そこには東京電力だけでは当然こたえることができないケースもあろうかと思ひます。そのときは、やはり国がしっかりと支援をし

なければいけない、これが基本的な考え方でございます。

なお、こうした原子力損害賠償法とは別に、賠償の紛争がございます。これは恐らくこれから出てくると思いますが、その紛争をきちんと審査するため、あるいは紛争が起きる手前のところで賠償についての考え方をあらわすということで、これは紛争の問題と申しますか、まず和解の案も出す、あるいはその前の段階でガイドラインを出すという審査会がございます、この審査会が、きょうは二十七日でございますが、たしか明日、第一次の考え方を出すということでございますので、まずこれをしっかりと見守っていききたいというふうに思っております。

○齋藤(健)委員 大臣、私がお伺いをしたのは、この制度設計をするに当たりまして、一番大事だと思えますのは、スムーズに、迅速に補償が実行されるような、だれもが何のためにもなくさっさと決まった基準に従って出しているけるような仕組みにすることが今一番大事なんじゃないかということをお願いして、その点について大臣はどうお考えになるのかということをお伺いしたいので、大変恐縮ですが、もう一度お願いできたらと思えます。

○海江田国務大臣 再びお答えをいたします。

損害の賠償をスムーズに行うためには、先ほどお話をしましたけれども、東京電力も納得のできる仕組みでなければなりません。もちろん、東京電力だけが納得をするものではありませんで、国民各層、国会の皆様方もそうでありますけれども、そういう順番になろうかと思えますが、やはり、まず第一義的な責任のある東京電力もある程度納得のできるものでなければいけないと思っております。

○齋藤(健)委員 実際の支払い業務を行うのは、まだ検討中だということなので、私もそれを詰めるつもりはありませんが、東京電力になる可能性が高いということだと思いますので、そう考えますと、今大臣がおっしゃった、払う人が納得

をしていなければならないいろいろな支障が生じるというのは、確かにそうかなと今拝聴いたしました。私が今回のスキームをちよつと見せていただいても、別にこれを踏まえて議論をするつもりはありません、何度も言いますが考え方は、ちよつと気になる点があります。

それは、東京電力が補償金を支払う上限というものが設定されていないところであります。東京電力が幾らまで責任を負うという、その上限を決めないと、つまり、幾らになるかわからないという状況を何年も放置するということを……

まだ決めてはいないですね。それを決めたのか、決めていないのかだけお伺いしたいと思えます。

○海江田国務大臣 もちろん、まだ決めておりません。

○齋藤(健)委員 これから被害を受けた方に補償金の支払いを行っていくのが国ではなくて東京電力だ、民間企業がやるということを考えますと、どう考えても、自分が支払うべき補償金の金額は一体幾らなんだということが決まらないと、どうしても現場は萎縮しがちになるんじゃないでしょうか。

だから、これだけの事故を起こしたわけですから、東京電力があらん限りの負担をするのは当然でありまして、大臣おっしゃったように、さつき一義的という言葉をお使いになったと思えますが、東京電力が死ぬほど苦勞して負担をするのは当然だろうと思えます。

私は、だから負担の額を小さくしろということも言っているのではなくて、限度の金額は高くてもいいから、幾らということ、幾らまでが責任範囲だ、そこから先は国が面倒を見るんだということを決めないと、民間企業が支払いをしていくわけでありまして、現場でどうしても萎縮しがちに、あるいはびびりがちになるのではないのか。その結果、被害者救済が滞りがちになつてはいかないということをお願いしているわけです。これが私の心配の第一であります。

また、第二の心配は、マーケットや金融機関がこのスキームをどう見るかという点であります。この報道があつて、私は、友人、知人のマーケット、金融関係者に少し意見を聞いてみました。恐らく大臣のところでもいろいろ情報収集をされているので、ぜひ丹念にやっていたいただきたいと思うんですが、残念ながら懸念を有する見方が強ございました。

一言で言つて、まとめるのがいいかどうかかわかりませんが、時間があるまいので、私の受けた印象を一言でまとめますと、総じて、東京電力が負担する賠償額の全体が見えずに長期的に財務体質が悪化し続けるのが見通せる一方、政府の支援はこの程度かというのが受けとめ方でありました。中には、原子力発電は政府を挙げて推進してきたのに、こんな逃げ腰の国の態度は許せないというお話もありました。賠償額全体が見通せないれば、資金の返済計画もつくことはできません。資金の返済計画も立てられない人に、お金を貸す人はいません。社債を買う人もいないということにもなりかねないわけでありました。検討中なんですから、私はこれについて大臣に一々御質問はいたしません、ただ、今報道されたこの案だと、マーケット関係者はかなり懸念を有しているということでありまして、検討中の案のままではかなりの混乱も予想されるのではないかとというのが二つ目の心配であります。

そして、三つ目の指摘は、こういうことがありますので、原子力先進国アメリカでは、もう大臣御案内だと思えますが、ブライス・アンダーソン法で原子力の損害賠償制度というものを定めているわけでありまして、そこではまず強制保険で支払いをする、その後、遡及保険で、さかのぼってお金を取るという制度があつて、さらに、その二つの保険を超える損害が発生した場合には、大統領が提出する補償計画に基づいて連邦議会が完全賠償のために必要な措置を講じる。完全賠償という言葉を使つています。

つまり、一定の限度を超える損害が発生した場合、国と、しかも、大統領と連邦議会まで法律に書いてありまして、完全賠償するということが、要するに上限をきつちり決めてあるわけでありまして。上限を決めていない例が世界に全くないとは申し上げませんが、同じように原発先進国のフランス、イギリス、また、中国や韓国も限度を設定したしております。

こう考えてまいりますと、アメリカやフランスのように、金額を幾らにするかというのは、さつき申し上げたように、もうあらん限りのことはやつてもらわなくちゃいけないわけですが、だから金額はともかくとしても幾らまで責任を事業者が持つて、そこから先は国もしつかり出るんだ、アメリカの法律のように議会まで巻き込んで、そういうことを鮮明にした被害者救済のスキームが、現場の実際にお金を払う民間企業が後顧の憂いなくどんどん出せるという観点からも、あるいは金融市場に与える影響からも、好ましいのではないかと私は考えるわけでありまして、細かいスキームではなくて、この考え方について大臣の御見解を伺えたらと思えます。

○海江田国務大臣 今、委員から幾つかの論点がございました。主に三つだろうと思えます。

最後の問題は、原子力発電を担う事業主体が一体どこなのかということも関係してどうかなと思っております。日本の国では、もちろん国策としての原子力発電ということはございましたけれども、それを担う事業主体が民間会社の東京電力なり各地の電力会社ということになつております。その姿からくる規定もございましょう。

それから、二番目でございます、総額で幾らぐらになるんだらうかということでございます。これは先ほどお話をいたしました。それから、委員の先ほどの発言の中にございました。私は、審査会ということをお願いしました。委員は、風評被害のことをおっしゃりました。こういったことについて、まず、あしたのガイドラインの発表があつて、そして、七月中にというふうに私は聞いております、これはできるだけ前倒しをしてい

ただかなければいけません。そういった審査会の中で、この審査会というのは、さっきもお話をしましたけれども、裁判の手前の和解までは責任を負うことになりまして、ここがどういうガイドラインを出してくるかということによって、実は金額自体がまだ定まらないということでありまして。

一番目の点につきましては、私も大変気にしているところでございます。三月は、東京電力のみならず、電力債の起債ができなかったということもございます。

それから、私どものこうした国会での発言や閣議の後の閣僚の発言などによって、本当に株価がかなり下がったという状況でございます。これはひとつ慎重な物の言い方をしなければいけない、そして、それが与える影響の大きさというのは本当に大きなものがあるということをかみしめまして、私は職務に当たっております。でございます。

○齋藤健委員 大臣、丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。私が先ほど伺いをいたしましたのは、アメリカやフランスのように、金額の多寡はともかくとして、とにかく事業者が幾らまで責任を持って、そこから先は国もしっかりと出ると。なぜなら、原子力発電所の設置の許可は経済産業省が出しているんですね。原発をつくっていいよという許可を出しているのは国なんです。ね。それに当たって事業者は膨大な資料を出して審査を受けて、ダブルチェックを受けて、そういう意味では安全委員会もチェックをしているわけでありまして、国の許可を得てやっているわけでありまして、国も責任があるわけでありまして。

そして、冒頭申し上げましたように、被災者への補償金の支払いがとにかくスムーズにいくようにするために、民間企業に幾ら負担するかかわらないという状態を続けさせておけば、これは東京電力がこれからどういう形で解決するかというのは別問題ですよ。私が言っているのは、はつきりさせないと滞る可能性があるのではないかと、ど

んどんやろうという意識にはならないのではないかと。さらには、アメリカやフランスでもちゃんとそうしていますよということを踏まえて、この上限を設けるという考え方について、大臣は今の時点ですべてのお考えを持っているのかというのを伺ったわけでありまして。

○海江田国務大臣 お答えいたします。

今の時点では、上限を設けるということとは考えておりません。ただ、まだ確定したことではございません。

○齋藤健委員 なぜ上限を設定しないんですか。

○海江田国務大臣 先ほどもお答えをいたしましたけれども、今のところなければいけない法律が、原子力の損害賠償の法律でございます。

○齋藤健委員 もう支払いを始めるよとしていくわけでありまして、そのスキームを私は早急につくらなくてはならないと思うんです。

繰り返してお尋ねを申し上げますが、上限を設けない方がいいという大臣の御判断の根拠をわかりやすく教えていただきたいと思っております。

○海江田国務大臣 先ほども申し上げましたが、特に上限の関係でいいますと、株価の問題でありまして、債券の問題でありますとか、こういう市場に対する影響もあろうかと思っております。

しかし、他方、国が前面に出て負担をするということになりまして、国といたしますけれども、最終的には国民が負担することになるわけでございます。それは、やはり電気料金の問題にまず第一義的にはね返ってまいります。

原子力は、これまで安全で安価なエネルギー源だということが言われておりました。今その安全性ということには大きな疑問符がついているわけでございますが、原子力がもうとまっています。いるのもたくさんございます。今、ただでさえ電気料金かなり上がらざるを得ないという状況でございます。いろいろな試算がございますが、原油の値段も上がっているということもあります。そうなりますと、それにどれだけ国民がたえられ

るかということもございまして。

そういうことを総合的に考えながら、一つ一つ、きょう委員からお話があったことも、私はしっかりとこういう論点であるというふうに理解をいたしましたので、そういうことも踏まえてなるべく早くにこのスキームを定めていきたい、このように思っております。

○齋藤健委員 重ねて伺いをいたしますけれども、今の大臣の御答弁で、残念ながら決まれない方がいいという積極的な理由がちょっとよくわからなかったんですね。

というのは、何度も繰り返しますが、原子力先進国のアメリカやフランスでは決めている。そして、マーケットの関係者が、要するに額が決まらなければ返済計画すらつくれないわけだから、お金も貸せるかどうかかわらない。しかも、国がどこまで本当にやってくれるのかも不透明であるという状況の中で、現場でどんなお金も補償しようというのでは、なかなか滞りがちになるんじゃないかということで、はつきりとした線を引いた方がベターだと私は思うわけなんです。引かない方がいいということであれば、どうしてなんですか。

○海江田国務大臣 委員のお考えは承りましたので、これから本当にこのスキームをしっかりとしたものにするために、それは責任を持って出していきたいと思います。そして、それが決まりましたところで、また国会でも御議論いただいて結構でございます。もちろん、そのつもりでありますので、どうぞよろしく、いろいろな御意見をちょうだいしたいと思います。

○齋藤健委員 時間がなくなりましたが、国が負担するというのは財政の負担ということになるわけですが、例えば国が補償しなくても東京電力が補償する、それは結局電気料金になるわけですね。だって、それ以外に収入がないわけですから。ということは、それも国民負担なんです。電気料金で負担するか、税で負担するかという違いでありまして、いずれも国民が払

うことにおいては変わりはないんです。

国庫だけ大事にするということであってはならないと思いますので、どういう形で負担をするのが被害者の救済にとって一番スムーズにいくかという視点の方が、国庫を守るというよりも大事なことです。なぜなら、いずれにしても国民が負担しなくちゃいけないからです。

電気料金で負担するということにした場合には、当然、東京電力の電気料金が上がります。当たり前です。そうすると、ほかの電力会社との料金格差というものが生じることになります。非常にいびつな形になります。そうすると、恐らく、私の働いていた経済産業省は、ほかの電力会社からも負担をさせようということになるかと思っておりますが、事故を起こしていない電力会社から、何でその負担をどんと上げなくちゃいけないかという議論も恐らくあるかと思っております。そして、東京電力以外の電力会社の料金が上がっていくと、今、大臣が産業空洞化を食い止めるために大変努力をしておりますが、それにさおを差すことになろうかと思っております。

ですから、そういうことをトータルで考えて、結局国民が負担するわけですから、どういうバランスでこの負担のスキームをつくっていくのが経済産業政策として最もいいのかということ冷静に考えていただいて、御決断を出していただき、その結論に基づいて議論ができることを楽しみにしております。

きょうはありがとうございました。

○田中委員長 齋藤健君の質問は以上で終了いたしました。

次に、橘慶一郎君。

○橘慶一郎委員 もう一度産活法の質問をさせていただきます。あつという間に桜が散って新緑ということでありまして。午後三時ということで、審議も折り返して、五時までであります。

万葉集を一首詠ませていただきますが、きょうは、海に夕日が、そこに立派な雲がありまして、

そして、きょうの月夜はきれいだろうなという、中大兄皇子という人の歌でありますけれども、万葉集、巻一、十五番。

海神の豊旗雲に入日さし今夜の月夜あきらけくこそ

どうもありがとうございます。(拍手)
さて、答弁の方もさわやかに、明らかに、明快にお願いしたいと思います。

最初に、東日本大震災の影響と対応についてというところで四つぐらい聞かせていただいて、産活法を順番に逐条でまたお伺いをしていきたいと思

使がお見えになりました。もう御案内かと思いますが、クウェートの皆様方は、五百万バレルですが、これは二十年前の湾岸戦争に日本が力を尽くしてくれた御礼だということで、その五百万バレルの原油の、書状でございますが、それでやってきました。その折にも、クウェートの皆さんにもお伝えくださいとお話をいたしました。

(委員長退席、楠田委員長代理着席)

○橋(慶)委員 お願いたします。お一人お一人が影響力があるでしょうから、よろしく願いたいと思います。

まず最初に、せんだつてはサブライチエーンのお話をさせていただいて、大臣から、つながったというお話がありましたけれども、ただ、そのつながった線はまだ細い、もともととつと太いものではないといけないということではありますが、もう一つの問題は、つくっても売れないと困る、風評被害であります。外国に対する風評被害。

そこで、日本製品の安全性のPRを、大臣も週末もいろいろな形で、中国、韓国、いろいろ進めてこられました。これからこの連休の後半、五月と、各大臣さん方もいろいろな場面で海外に出られる、そんなこともあると思います。これはやはりみんなが手分けして、日本の製品は安全ですよ、こういう問題なんですというPRをすることとは非常に大事じゃないか、そういうことを内閣の中で呼びかけられたらいいかという御質問です。

続きまして、日本製品、メイド・イン・ジャパというものは、もともと、特に高度成長の後はずばらしい製品の代名詞のようなものでありまして、それが書いてあるだけでも非常に評価が高かった時期もあるわけでありまして、ただ、今改めてメイド・イン・ジャパというものを、私たち自身が、日本の中でも日本製品というものをある意味で大事にして、そしてまたそういうものをど

いるわけです。今こういう新たな大震災後の局面ということで、風評被害がいろいろある中で、でもやはり日本製品をみんな大事にしていこう。これは食品関係では、農林水産省さんは結構、日本の和牛とか日本の牛乳とか、こういうことをやっているわけです。

○田嶋大臣政務官 お答えいたします。

御党女性局の取り組みも拝見をさせていただきました。ありがとうございます。

実は、被災後に二度、クール・ジャパンの会合も開かせていただいております。こういう大変な事態の後に、まさに日本をこれからどう発信していくかということで、議論の焦点の一つが、やはり発信力がまだ足りない、もっと強化していこうじゃないかということです。もちろん今風評被害ということがございますので、そこはやはり正確な情報を発信していくこととセットでございますけれども、委員御指摘のとおり、ジャパという日本というものが、それをもっと前面に出していくということが大事だという共通認識がございます。

きょう御指摘も賜りました一部業界、布団とか絹とか、取り組みはされてございますが、きょういただきました御指摘も参考にしながら、もっと前面に出していく。まさにこういった大惨事の後だからこそ、ある意味、世界じゅうでジャパンに対する認識も高まっているのも事実でありますし、もっと応援していこうという空気も出てきて

○橋(慶)委員 クール・ジャパンの方へ受けとめていただきました。ありがとうございます。私も、一応、万葉集はクール・ジャパだと思って詠んでおりますので、そういう文化があつて、そこにいろいろなものづくりがあつて、それが素晴らしいということになれば、最後は、やはり日本の製品、ハード、ソフトともに日本をPRしていくということで、このクール・ジャパの取り組みについては今いろいろと検討もされているのでありますので、一般質問等でもまたお伺いしたいと思

次に、夏場の電力需要対策ということで、せんだつても谷畑議員からもお話ししているわけですが、けれども、きょう午前中、朝早くに、ちよつとLED電球の話も聞いたので、今我が国のシェアが大体一割を超えてきているのであります。

○海江田国務大臣 橋委員の和歌に私は漢詩でと思っておりますけれども、ただ、時間がございません。

今、世界に風評被害のもの、科学的な知見に基づかない、いろいろな形で輸入の規制もありますので、今委員御指摘のように、週末には中国と韓国の貿易担当大臣にその旨お話をいたしました。その前に、OECDのグリアという事務総長がお見えになりましたので、これもお話をいたしました。それから、きょう実は、クウェートの大

きょう、夏場の電力需要対策ということで、せんだつても谷畑議員からもお話ししているわけですが、けれども、きょう午前中、朝早くに、ちよつとLED電球の話も聞いたので、今我が国のシェアが大体一割を超えてきているのであります。

○中山大臣政務官 今、LEDの話が出まして、まさにそのとおりだというふうに思います。

ただ、今、暖房を切りまして、ちよつどいい陽気になったので、節電ということをごさんが忘れ出しちゃうということも大変大きな問題なので、テレビ等でLEDの活用がどれだけ節電になるかということも具体的に示して、国民全体がライフスタイルを変えていくような方向がすごく必要で、やはり政策としてもインセンティブを引く方

向を考えていかなきゃならない。これからそのインセンティブが引けるような普及の方法をいろいろ考えてみたいと思っております。

○橋(慶)委員 きょうのお話を聞いていますと、家庭では今まで使っている電球を大事に大事にお使いになる方がいっぱいいらっしゃると思いますので、そういうような中ではまだ、五割、六割ぐらいは昔の効率の電球がついているという話もありますし、それからまた、ホテルや地下鉄の駅や、そういった二十四時間電氣を使うようなところもあります。いろいろなところでぜひまたお互いに頑張っていかなきゃいけないことじゃないか、このように思います。

震災関係の話でもう一つだけここで聞かせていただきたいと思います、例の五十八ヘルツ、六十八ヘルツの、周波数が一國二制度になっているという問題であります。

いろいろなことがあるということも伺っております。しかし、やはりこれは世界の中では特異な事例でありまして、いつまでも難しい、難しいと言っている、それではいつまでたっても同じ問題が起こるんじゃないか。

日本の、みんなの電力会社がみんなで融通できるというのは、それは確かに周波数変換装置の部分も大事です、これは補正予算にも組んであります。しかし、今回の補正予算を見ますと、各省庁が調査物も含めていろいろ震災対策を打たれている中で、経産省さんも、この予算の中で、少しでもいいから、こういう五十八ヘルツ、六十八ヘルツということも考え始められたらいいかかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中山大臣政務官 ただいまは変換システムや何かで対応しているわけですが、統一という問題についても幾つかの障害がございます。例えば、今まで使ってきた工場のモーターとか、そういうものまで今度は六十から五十に変わったとか、日本全国でいろいろ問題が起こり得ると思うんですね。

しかしながら、今、委員のおっしゃったとお

り、やはり一國で二制度というのはおかしいので、それに向けて取り組んでいく姿勢は必要だと思います。私どもも、経済産業省で絶対にこれは将来的にそうなるように全力を尽くすべきだと思います。どんな障害があってもいずれはやるべきだということに思っております。

○橋(慶)委員 そのように力強く言っていたら、もう一押しだけしておきたいんですが、そういうことを予算の中に、額は小さくてもいいから一項目落とすとか、あるいは第二次補正でもいいんですが、明確にそういう御意思をお持ちなら、やはりそういうメッセージを世の中に対して出していただきたいと思いますが、もう一回、いかがでしょうか。

○中山大臣政務官 将来にとって大事なことで、一億円という予算をつけて、研究開発に向かって進んでいきたいと思います。

○橋(慶)委員 ちょっと意外な御答弁だったんですが、それをぜひ活字にしていきたいな、そのように思います。

それでは、いよいよ産活法の残ったところを順番に質問に入らせていただきたいと思います。まずは、中小企業関係のいろいろな新しい施策のところから始めてまいります。

法第二十四条におきまして、中小企業基盤整備機構が、企業が自社開発した新商品の生産設備への投資に係る社債、借入れに債務保証する業務が追加されたわけでありまして、この新しい業務において期待される効果、あるいは、大体どれくらいの保証を一つの企業に対して、あるいは総額でしようとしているのか、この規模を伺います。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

ベンチャー企業等の成長企業が、大規模な設備投資により急拡大するグローバル市場へ打って出るためには、投資資金のみならず多額の資金調達が必要というふうに考えてございます。

しかしながら、これまで安定した事業実績がないベンチャー企業にとっては、金融機関からの借入れなどの資金調達は極めて困難でございま

て、リスクを補てんする債務保証制度が極めて有効と考えております。

本制度の創設によって、グリーン分野とかライフサイエンス分野などの伸び盛りのベンチャー企業が、大規模な設備投資を行い、グローバル市場に出て成長していくことを効果として期待してございます。

具体的な保証規模につきましては、今後、制度の周知徹底をきちんと図ることによりまして、年間百億円程度、今後五年間で五百億円以上の融資について債務保証を行うことを想定してございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

続きまして、今度は法の第三十一条へ飛びます。

これは、今回、事業の承継ということで、事業を受け継ぐ企業が、承継された企業がお持ちであったいろいろな許認可、要するに役所からのいろいろなことをすることの許可、認可、そういったものを、そのまま地位を承継することができ、こういうことを予定されているわけでありまして、そして、どのようなものを特定許認可ということで特に新しい申請をせずに承継できるかということについては、「中小企業経営資源活用円滑化に特に資するもの」として政令で定めるもの」という形で規定をされているわけでありまして、そこで、特定許認可ということで、申請なしで受け継ぐものについてどのようなものを想定されているのか、ここで確認をしておきたいと思っております。

○田嶋大臣政務官 お答えを申し上げます。現在はまた調整中でございますが、関係省庁と調整しているものの具体例としましては、旅館営業の許可、これは厚生労働省と、そして一般建設業の許可、国土交通省と、あるいは一般貨物自動車運送事業の許可、これも国土交通省と、こういった事例でございます。

○橋(慶)委員 そこで、このスキームなんです、ワンストップサービスにしようというふうな

ことがありまして、県知事さんの方で、こういった承継をしようという方々に対して計画を認定するに際して、先に県知事が、その許認可を所管する、例えば今のお話であれば国土交通省であったり厚生労働省であったり、そういったところに、行政庁に協議をして同意を得ておくということにされて、一見、確かにワンストップになるような感じもするんですが、結局、この手続というのは結構、県知事さんといういろいろな役所と、また行ったり来たりということを考えますと、本当にこれで便利になるんだろうか。あるいは、県知事さんが行政庁と協議をする際には、結局、企業にまた、どんなことなんですかという問い合わせをしなきゃいけないんじゃないかと、この辺は本当にどう、よりスマートになるかというところがもうひとつ腑に落ちなかったんですが、ここで考え方を聞かせてください。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。

委員今おっしゃっていただきましたワンストップということですが、これはまさに、行政に対して、国民が何か行政サービスを受けようとするときに、これはこっただけでもそれはそつちとかいって、あつちやこつちにたらい回しされるのをやめることをワンストップというふうに思います。

そういう意味では、従来ですと、そういった許認可等の承継にしまして、県にも行き、あるいはそれぞれの許認可を出す役所にも手続をしていて、その部分を、計画認定を行う都道府県知事で一手に引き受けるということでございますので、そのバックヤードは、県とそれぞれの行政の間のやりとりはもちろんあるということになります。住民サービスあるいは中小企業の経営者の観点からすれば、はるかに簡素化されるというふうに考えてございます。

○橋(慶)委員 お気持ちは理解いたしましたので、いわゆるバックヤードのところ、時間がなかったりして申請者が戸惑うとか、あるいはそこ

で何か細かいことが何回も何回もやりとりがあつて、実質余り変わらないねということにならないように、こは今おっしゃった精神で運用の方をよろしく願ひしたいと思ひます。

続きまして、法四十一条。これが例の認定支援機関、各地域では、中小企業再生支援協議会というところで、これはこの法律がつくられてからずっと運用されてきているものでありまして、今回そこに事業引き継ぎセンターというものをまたさらに付加していくことになるわけです。

ここで改めて、中小企業再生支援協議会、産業活性化法ができてまして、これまでの活動の中でどんな成果が上がっているというふうに御認識であるか、ここで一度、振り返りの意味も込めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。

これまででは再生支援ということでございます。今回、新たに加わるわけでございますが、これまでの実績をいたしましては、全国で二万二千社から相談を受けてございますが、そのうち、実際の再生計画策定支援までいったケースがおおよそ三千件でございます。

以上です。

○橋(慶)委員 そんな意味では、三千件の、言ってみれば過去のいろいろな問題で、債務等で悩んでいるところ、あるいは行き詰まっているところの解決に当たった、そういう効果が上がっているんだと思ひます。

そこに今回、先ほどの参考人さん方のお話にもありました、なかなか後継者が見つからなくてというところについても、この後、事業継続性のあるものをまたうまくマッチングさせていくということでの事業引き継ぎセンターということになるわけです。そうなりますと、今まで再生協議会で取り組んできた、債務を後始末したり金融機関と交渉したりバランスシートをきれいにしたりということだけにどまらない、もう少しいろいろな方も、スタッフも用意してということとでセンターを立ち上げていかなきゃいけないんだらうと思ひ

ます。

これは予算措置の問題にはなりますが、どういうふうな形でそのセンターというものを運営されていくのか、お伺ひします。

○高原政府参考人 お答えを申し上げます。

事業の引き継ぎ支援に関しましては、先ほど参考人の西村社長もおっしゃっておられましたけれども、事業引き継ぎにつきまして、コーディネーターの方、それからさらに、事業引き継ぎに關します経験を有される税理士の方あるいは会計士の方といった専門家の方、あわせて国の予算で配置をさせていただくというふうに考えております。

また、全国ベースでの協力も大変重要だということ、中小企業基盤整備機構の中に全国本部のようなのを置きまして、全国に存在する支援機関の間の情報交換の促進ですとか、専門的なアドバイスの実施あるいは支援人材の育成といったこと、さらには、廃業をお考えになる前に事業引き継ぎを考えていただくという意味でセミナーの開催などもさせていただきまして、総合的な支援体制を組んでいきたいと思つております。

以上でございます。

○橋(慶)委員 どうもありがとうございます。

今までと違うのは、やはりコーディネーターというあたりがちよつと違ってくるのかなと、先ほどの西村参考人さんのお話も聞きながら思つて

恐らく秘密も守りながら、またお互いの気持ちというものを、呼吸も合わせながらと、練達の士ということだと思ひますが、そういった方もうまく配置をしていただいて、ぜひ成果が上がるようにお願いをしたい。

ということ、六番目の質問は飛ばさせていただきますながら、続きまして、産業再編、法の最初の部分、大きな、大がかりな話の方を、順番に、せっかくなので法案審議でありますから、また逐条的にお話を聞いていきたいと思ひます。

まず、法第二条第四項に戻りまして、今まで支援対象となつておりました事業の再構築という中

から「資本の相当程度の増加」という部分を除外されたわけでありまして。要は、事業の再構築をするときには、企業組織を変革したり、MアンドAあるいは分社化あるいは一緒に会社をつくる、いろいろなことがあるんでしょうけれども、どうやら今回のことでは、単なる増資みたいなものは外そう、こういうことを内閣の方で考えられたんだと思ひます。

この辺の理由、どうしてそうなるのか教えてください。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。

この法律は、今回、四回目の法改正だということに思ひますが、基本的には、その時代その時代の要請に基づいて、これを支援するということをやらないで、もうそれを変えていくという精神でやらせていただいております。

この「資本の相当程度の増加」をこれまで入れていたというのは、従来、日本の国の企業が自己資本が不十分であつたという認識に立つてございま

それがどのように今日までに変化をしたかという数字を申し上げますと、平成十年の自己資本比率が一九・二%に對しまして、平成二十一年、十一年後には三四・五%まで上がりました。欧米は、同じ数字で、三二・六%から三五・二%。すなわち、平成二十一年段階ではほぼ横に並んだというところでございまして、従来言われていた、我が国の企業の自己資本比率が低いところ

は、既にある程度、かなり目的は達成できたと思ひているということでございます。

以上です。

○橋(慶)委員 今のお話でいけば、前回ちよつとバブルの後始末みたいな話をしておりましたが、言ってみればナショナルレベルといひますか、大企業レベルにおいては、大体そういった自己資本の欠損といひますか、あるいは逆に言うと債務過大といひますか、資産・債務過大と言つた方がい

いのかもしませんが、そういう状況がおおむね

解決をしてきた、それで新しいステージへ、こういうことになったんだというふうに理解をいたしました。

ただ、たまたま今お話を聞きながら思つたのは、東京電力さんなんかは今度どうなるのかなとちよつと要らぬことを思つたわけでありまして。

それはさておきまして、法第二条第四項で支援対象とする事業革新、これはまた、今度はこういう新しいイノベーションを応援しようということでもあります。「商品及び役務を一体的に組み合わせて行う」、平たく言うと、経産省さんがシステム売り、システム売りといふも言つておられるものだと思つております。

そこで、同じように、これを今日的に加えた理由、そしてシステム売りということ、具体的にどのような業態を考えておられるのか、例示も含めてお答えをお願いしたいと思ひます。

○田嶋大臣政務官 先ほどの御答弁と少し趣旨が重なるわけでございますが、そのときそのときの重要などころに支援をしていくという考え方に立てば、今よく言われるシステム売りというか、そういうところをこれから強化していきたいという思ひのあらわれでございます。

そういう意味では、事業革新の中でも、「商品及び役務を一体的に組み合わせて行う」というふうに規定をさせていただきまして、具体的には、よく言われる単品売り、我が国がこれまでやってきた単品売りではなくて、むしろ機器とサービスを組み合わせたという形を支援していこうということ、特徴的には、海外インフラ輸出でよく言われている、例えば水ビジネスなどのプラント製造に關しまして、プラント販売だけではなくて、その後のメンテナンスを行うことも一つの例として挙げられるというふうに思ひます。

○橋(慶)委員 そういうアフターメンテナンスまであわせて一つの商品として出していこう、こういうことでもあります。

続きまして、済みません、入れるもの、出るもの、何か入れ出し入れ出しで申しわけないです

が、次に、法第二条第九項では、今度は支援対象とする設備の方ですが、この設備につきまして、今回は、自分で行った研究開発の成果である新技術、要するに自分で開発した技術を利用したものだけに絞られたわけです。今までは単なる新規設備導入であっても支援対象になっていたんですが、今回からは自分で汗をかくて開発した技術ということに絞られたんですね。これも当然今日の理由があるわけでしょうけれども、これを確認しておきたいと思います。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。

これは、五十億円までの債務保証制度という意味では新規でございますが、新規の法改正の入れ方として限定をあえてさせていただいているということで、ベンチャーをしっかりと応援したいという思いでございます。

そういう意味では、自分で技術を開発している、そしてそれを新商品につなげている、そういうところの必要な設備投資を債務保証という形で応援しよう。意外とこの五十億円までの結構大きな額を調達するのが現時点では難しいということ。ベンチャーの部分に關しての弱いところだ、という認識が出てまいりまして、今般こういふところをやらせていただくということで、従来あります保証協会の保証などは八千万円とか二億とか、もう全然けたが違いますから、こういう形で初めてやらせていただくということでございます。

○橋(慶)委員 信用保証協会の二億とか八千万、また今回五億六千万という話もありますが、そういうオーダーとは違う、一けた違うオーダーのところ。そういう支援をしていくということで、それは絞った形でやっていると理解いたしました。続きまして、法第四条第一項で、新たに事業分野別指針というものを策定することになっております。これは、逐次いろいろな分野に広がってきている、そういう法改正が進んできたものであります。今回、特に、事業分野別指針ということで新たな分野を三つ掲げておられます。

一つは、我が国は基本的には生産性は割合いい部分もあるんでしょけれども、生産性の向上がやはりまだ足りない、必要な分野というのを一つ掲げておられます。二つ目には、国際シェアを拡大しなきゃいけない分野というものを掲げておられます。そして三つ目には、新需要開拓が必要な分野というものを掲げておられます。

この一、二、三のそれぞれの分野について、具体的にはそれぞれどんな業種、どんな業態を考えたおられるのか、ここで確認をさせていただきま

す。

○田嶋大臣政務官 お答えを申し上げます。

これは基本的に主務大臣が事業分野別の指針を出すわけございまして、基本的な指針に加えての分野別の指針ということでございまして。

その場合の中身でございますが、一つはちよつと確認なんです。最初におっしゃっていただいた生産性向上は、これは新規に入ったものではございまして、今既に入つてございまして。具体的には、ゲームソフトウェア業などを対象にしてござい

ます。今回は二つ加えさせていただいてございまして、一つは、国際シェア拡大というふうにおっしゃっていただいたでしょうか。これは基本的には、我が国の一社一社の規模がほかの国の同じ業種に比べて小さい場合ということで、その競争力を上げるために規模を大きくしていこう、いわゆる規模の経済ということでございまして、具体的には、鉄鋼業界、それから石油化学業界ということでございまして。

それから、もう一つ加わったものは、規模の経済に対して範囲の経済というふうに言われておるものでございまして。これは、先ほどと重なりますけれども、いわゆるシステム売り、単品ではなくてシステム売りの部分に關しての分野別の指針ということで、先ほどと同じ、水ビジネスがその具体例だというふうに思っております。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

ちよつと私の方で勘違いをしていた部分もあつ

て、訂正もいたしたいとございまして。

今のお話を聞けば前回の質疑もつながつていくわけです。特に、先ほど銀行の話がちよつとありまして、昔は都市銀行というの十三行あつた時期があつたわけで、そのほかに長信銀もあつたわけですが、それがメガバンク三つということに集約されていった。そんなふうになっていきますと、鉄鋼の世界、もちろん鉄鋼の世界も既に何回か集約はしているわけですが、日本の中でそれが二つとか三つとかそういうお話かな、石化にしてもそういうことになっていくのかな、そういうふう

に理解はしたわけでありまして。それで、例の公取の規定ともみんな全体にリンクしていくんだな、そういうふう

に理解をいたします。

○田嶋大臣政務官 垂直統合ということでございまして、製造、さらにそれを販売、流通、そういう市場への距離のことだろうというふうには私は理解をしております。

今おっしゃっていただいたのはシステムの

場合でございますが、あるいは製造業であれば、つくるところから販売までの一連のバリューチェーンと申しますか、そういうことではないかというふう

に理解しております。

○橋(慶)委員 そうすると、自動車であれば販売までというふうなことになるんだろうと思ひま

した。

先へ進ませていただいて、もう少し逐条的なところ、あとはツールステッブローンということになりますので、もうちよつとおつき合いをいただくという

こと。

法第二十一条の二、これは自社株対価の公開買

付けの場合の株主総会決議事項の特例というものであります。

株価のかわりに株式交換比率ということで決議

をすることもできるようになった、言つてみれば、お金じゃなくて株式でも云々ということではないかと思ひます。こういうものを設けられた趣旨をここで確認させていただきま

す。

○田嶋大臣政務官 これは、どこの国でもや

っているような話をよくよく感じもあるものでござ

いまして、要するに、この自社株式を対価とする

株式公開買付けは、これまで株価ということ

でございましたけれども、実態上は、そうすると評価額をあらかじめ決定することができないということ、現行の会社法においては、自社株対価の公開買付けを念頭に置いた手続が整備されておらず、事実上利用困難ということで、実質的に利用ゼロという話を聞いてございます。

そういう意味で、今般の改正は、申請計画が計画認定をされた場合に関してのみでございますけれども、現行の手続にかえまして、特例的に、対象会社株式の価格のかわりに自社株との交換比率のみを決定することで足りるという特別な手続を措置するものでございます。そうすることによって、まさに現金を用意せずともできる株式交換、シェアスワップによるMアンドAがほかの国並みに進んでいくことを期待するものでございます。

以上です。

○橋(慶)委員 シェア、比率を決めるということですから、やはり何らかの評価をしなきゃいけないわけですが、そうすると、趣旨としては、株価を決めるよりは、比率、シェアを決めることの評価というのは、もう少し粗いものでもいいから楽ですよ、そういう意味なんですか。確認です。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。

これは質問通告にない部分かなというふうに思いますが、これは相対評価、相対的なバリュエーション、これは相対評価、相対的なバリュエーション、えわかれがいい、比率ということでございます。私、実際にそういうMアンドAをやったことがありますが、両方のバリュエーション、買う方も買われる方もバリュエーションは必ずやらなきゃいけないというふうに理解しております。

○橋(慶)委員 教えていただいて、ありがとうございます。

それで、ツーステップローンのところの制度、ここについては、いろいろな類似の制度も今、日本銀行さんを含めていろいろ立ち上げておられる分野でありますので、一応、この辺の制度の全体

の切り分け、そして相対的にどういう効果が出てくるかということ、以下、幾つかの質問で確認をさせていただきます。以下、幾つかの質問で確認をさせていただきます。

日本政策金融公庫が新たに事業再構築等促進円滑化業務ということで、指定金融機関を通じてツーステップローン、二段階融資を行えることになり。制度の内容と効果について、まず確認をいたします。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

産業再編時には、中核的産業の強化と非中核的産業の事業転換もあわせて行うことが多く、大規模な資金が必要となります。

他方、大規模な再編の場合には、生産工程の見直しとか技術のすり合わせなど、資金回収が長期化することも考えられまして、長期資金の調達支援が非常に重要となっております。

日本政策金融公庫は、財政投融資資金によって、長期、低利の貸し付けが可能でございます。他方、民間金融機関の中には、再編に必要な融資について、審査能力や知見を有している金融機関が存在いたします。

このため、今回の改正におきましては、日本政策金融公庫が、産業再編等を行う事業者へ融資を行う指定金融機関に対して、財政融資資金を原資とする長期、低利の貸し付けを行う二段階融資制度を設けたところでございます。

○橋(慶)委員 そこで、まず、この二段階融資の対象となる措置、要するにどういう分野に、どういうことに対してツーステップローンが適用されるのかということ、これは政令で定める事項になっておりますので、その内容を確認いたします。

○中山大臣政務官 もともと政策金融機関というのは民間の金融機関を補完するものだというふうに思っています。ツーステップローンは、できるだけ民間金融機関を引き出すための一つの道具だと。できるだけ安く貸して、安く民間金融機関からお金を貸すということでございます。

具体的には、単一の事業者による取り組みでは

なく、複数事業者が行う再編等の取り組みであつて、かつ、我が国産業の国際競争力強化に真に資するものである計画について支援対象とする旨を政令において規定する予定でございます。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

そこで、今、政務官からお話がありましたように、民と公といいますか、官といった方がいいんですか、そのすみ分けがあると。そしてまた、恐らく協調融資のような形で引き出すということも含めて考えておられる。

そこで、指定金融機関というふうに書いてあつて、これについてはまたいろいろの要件があるわけですが、ツーステップローンというのは、さきにこの経産委員会が成立しております低炭素投資促進法で最初にそういうツーステップローンの仕組みが導入されたんですが、このときは日本政策投資銀行が指定金融機関となつて、昨年の十二月に指定されているわけでありまして。

多分、今のお話でいけば、ちよつとそういうイメージではない指定金融機関のイメージじゃないかなと思いますが、具体的にどういうイメージでとらえておられるのか、お願いいたします。

○中山大臣政務官 私たちはよく金融庁とも話していますが、できる限り、自己資本比率や何かも余りBIS規制にとらわれなく、もつと本当はお金を出して、世の中にお金が行き渡るということが基本的にすごく大事だと思っております。

ですから、まずこの要件としては、銀行法にのつとつた銀行であること、それがまず第一でございます。ですから、民間の金融機関を最大限活用しようという考え方でございます。第二は、金融機関が定める業務規程が産活法の基本方針に適合し、かつ業務を適正に遂行できるものであること。業務従事者が融資業務を適正かつ確実に遂行できる知識及び経験を有していること。この三点を指定の要件といたしております。

○橋(慶)委員 そういたしますと、政投銀というよりは、メガバンクとか、もしかしたらもう少し地銀上位行みたいなものも入るのかな、そんなふう

に感じ取らせていたたけであります。

そこで、このツーステップローンというのを似たような幾つかのローンと比べたいわけですが、これも、一つは、長プラ、長期プライムの資金というのがある。数字的になかなか、数字でこうだというのはいくらでも、金利あるいは期間の面においてどれくらい有利になるんだろうか。

そして、一千億円の長期資金を、言ってみればこの制度のために、まず公庫さんに導入していく、公庫さんがそれをまた指定金融機関に持つていく、そこで何倍かに膨らむだろうと思うんですが、最終的に川下でどれくらいの資金の規模になるのか、この辺についてのお考えをお伺いします。

○中山大臣政務官 私たちは、産活法では、合併したりいろいろなことをしたときに、本当はみなし資本ぐらい長く貸すということがいいと思うんです。

一般的に見ますと、民間でやっている十年物の金利を見た場合に、それと比較しますと、かなりうまく安くできる。○・九で出しますから、大体一・四ぐらいで、しかも最長十五年ぐらいまで長く貸し出すことが大事だというふうに私たちは思っております。

(楠田委員長代理退席、委員長着席)

○橋(慶)委員 ちよつと聞き取りにくかったのですが、十五年とおっしゃいましたか、十年ですか。

○中山大臣政務官 基本的には長ければ長いほどいいわけですが、我々もいろいろな観点からこれを見ておりますが、できるだけみなし資本に近い、できるだけ長く貸すということで、年数よりも長く貸すということが大事で、日銀のものでも何か何回も借りかえが認められているというところで、ある程度融通はきくものだというふうに思っています。

○橋(慶)委員 そこで、日本銀行さんのお名前も

今出していただいたわけですが、日本銀行さんも、実は、今の経済活性化といいますか、景気対策といえますか、そういうために総額三兆円規模で〇・一％で金融機関に提供する資金供給を始めておられまして、三月時点でこれが市場に二兆三千億円程度入ってきているわけでありまして。この資金と、どうやら期間的にも、資金の貸出期間とかそういうもので少し違いがあるように今の御答弁でもちよつとお伺いしましたけれども、具体的にどう切り分けられているのか、お伺いします。

○中山大臣政務官 日銀は、三回ぐらい借りがえがあるものの、大変短い、一年ぐらいという期間でございます。

先ほどから申し上げておりますように、私たちは、七年から十五年ぐらい、いわゆるみなしの資本といえますか、じっくり研究開発や、または合併したその利益をうまく生かせるような方向で、時間を与えるということを趣旨にいたしております。

○橋(慶)委員 そうすると、日銀さんのはごく短期ということ、そして、真ん中に普通の銀行さんの長ブラの資金があつて、その外に、もう少し長いものということ、みなし資本にもなり得るような、十年内外のそういう新しいツーステップローンができる、こういうことで整備が進むわけでありまして。

金融庁といましては、今回の東日本大震災という甚大な自然災害への対応を初めといたしまして、官と民が適切なリスク配分を行い、民間金融機関と政府系金融機関が協力しながら金融の円滑化に尽力していくことが重要ではないかなというふうに考えております。

そこで、この項の最後に金融庁さんに確認をさせていただくといえますか、見解をお伺いするということになるわけですが、実は、企業のお金を借りる意欲というのが余り高まらない中で、残念ながら、メガバンクあたりの預貸率というのはだんだんだんだん悪くなつて、国債で運用している部分もかなり膨らんできている。これはこれでまた我が国のカントリーリスクということに思えてならない部分もあります。むしろ、預金者から集められたお金が市場でいろいろな新しい投資に、具体の新しい、言つてみれば設備投資といったものに投資資金が回っていくということが、成長ということからすればよろしいことかと思ひます。

○遠藤政府参考人 お答えいたします。

今回の制度で想定されておりますような大規模な事業再編などの資金需要は、その規模でありま

と、あと五分ぐらい、最後ポケットが出てまいりまして、最後に何とか、予定しておりました東日本

改めて思いますのは、そうした海、それから陸、陸の中でも鉄道、それからトラック。トラックも、西からタンクローリーで随分、西の事業者の方には御無理を言いましたけれども、急遽タンクローリーを大量に出していただきまして、そして被災地に運んでいただきました。そういう総合的な油の供給の体制というものがやはり必要だということをつくづく実感いたしました。

○海江田国務大臣 感想も含めてお話をさせていただきます。

確かに、本当に今回の大震災、特に、東北に油を供給しておりました製油所、九つあるうち六つまでもが被災をいたしましたので、そのとき、どうしようかなというのをいろいろ考えました。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

塩釜の油槽所の、この日本海側には秋田や酒田にも油槽所があるわけで、そういったものが相互に融通できるようにすることになれば、この南北に長い日本列島で、やはり南北の軸だけではなくて、東西にはしこをかけるように、そういった物流ルートも必要なのかなと、こんなことを思ひます。

と、あと五十分ぐらい、最後ポケットが出てまいりまして、最後に何とか、予定しておりました東日本

改めて思いますのは、そうした海、それから陸、陸の中でも鉄道、それからトラック。トラックも、西からタンクローリーで随分、西の事業者の方には御無理を言いましたけれども、急遽タンクローリーを大量に出していただきまして、そして被災地に運んでいただきました。そういう総合的な油の供給の体制というものがやはり必要だということをつくづく実感いたしました。

時間を十六時間とすれば、六千倍くらいしないとこの累積の値が見えてこない。そういったものを含めて今回の計画避難区域とかいろいろなものが決まってくる、言ってみれば、科学的にはこういうことになる。

そしてまた、それぞれのモニタリングポスト、いろいろなところで数値を毎日毎日やっていまして、新聞では、毎日、下がった、下がったとあるんですけども、具体的にどんなふうな傾向値で、グラフに書いていたらなっているかなんというところが意外と皆さんわかっていない。そういうものが見えてくると、だんだんだんだん、毎日毎日、指数関数的に減衰していくわけで、それが閾値を下回れば避難しなくてもいいというようなことも論理的には見えてくる。

そういったことを何かもう少しわかりやすい形で、きょうちよつと齋藤議員からもありましたが、全体像というんですか、全体像がどうなれば落ちついていくのかということ、これは院のスタッフの方とも何回か議論はしているわけですが、そういったことをぜひお考えいただきたい人じゃないかなと思っていました。たまたま私の秘書さんがこのニュートンという雑誌を持ってきたんですけども、御紹介しておきます。これの六十五、六ページに今私が言ったようなことが書いてありまして……

○田中委員長 橋君、時間が参りましたので、簡潔にしてください。

○橋慶委員 はい。

そういったことも含めてまた質問しますが、きょうは、わかりやすい広報ということについてぜひここで聞いておきたい。これで終わらせていただきます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございましたモニタリング情報、あるいはプラントの情報、わかりやすく広報をしていくこと、情報提供していくこと、大変重要なことだと思っております。

私どもは、記者会見の場合、資料、ポンチ絵と

かあるいはグラフを使うとか、そういうさまざまな工夫は行っておりますけれども、ただいま御提案のありましたようなことも含めまして、関係省庁なども協議しながら、わかりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○橋慶委員 どうもありがとうございます。

○田中委員長 以上で橋慶一郎君の質疑は終了いたしました。

次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

産活法の改正、通告に従いまして順次質問させていただきます。そこに入る前に福島第一原発の事故について数点だけ聞かせていただきたいと思います。

まず最初に、東京電力における賠償の財源についてです。

先般、二十五日ですが、東京電力は、福島第一原発に伴う賠償金と多額の復旧費用を捻出するために役員報酬と社員の給与の削減を検討する、こういうことが発表されました。この報酬、給与の削減だけで五百四十億円ぐらいになるという報道もありますが、東電のこの賠償財源については、いろいろな議論もあるんじゃないでしょうか。これだけじゃないと、いわゆる固定資産でずとか流動資産等々、一体、東電全体でどのぐらいの資産があるのか。これは裏返すと、賠償能力がどの程度あるかということになります。

これも報道によりますと、東京電力の保有する株式は二百五十銘柄だと。二〇一〇年三月末の時価で三千億円程度あるんだということで、こうした保有株式や不動産などの固定資産を売却した上で賠償費用に充てるべきものではないか、このような意見もありますけれども、この点についてまずお伺いさせていただきます。

○海江田国務大臣 お答えを申し上げます。

東京電力の資産は、総額で約十二兆六千億円というところでございます。これは平成二十一年度末であります。この中で電気事業固定資産額が七兆九千億円、そのほか投資等資産が二・四兆円とい

うことでございます。

ただ、この中は、今、私は少し細かな資料をいただいているところであります。例えば、電気事業固定資産七兆九千億円ということを行いましたけれども、これは、もちろん、発電関係のサイトの土地でありますとか、発電機でありますとか、こういうものがあるのは当然でございますが、そのほかに、一等地などに電力館というんですか、そういうものがあつたりしまして、いろいろな資産がまじっておりますので、本当に処分できるもの、処分できないものがございまして、こういうのを少し精査をしなければいけないと思っております。

○稲津委員 これは先ほど質疑の中で少しあつたと記憶しておりますけれども、賠償の枠組みの政府の原案では、東京電力の賠償を支援する機構を、他の電力会社も負担をして新設する方針が示されているというふうにも聞いております。一部報道では、四国電力が、将来の原発リスクに対する保険なら額次第で株主にも御理解をいただけるかもしれないけれども、東電を救済するためのスキームであれば、これは筋が違ふ、こう述べられた。これは裏返すと、やはり国が救済するということ優先する、そういう意味があるというふうに私は理解しております。

このスキームについてどういう検討状況にあるのか、それから、今の四国電力の話じゃないですけども、そういう声にどのようにおこたえしていくのか、この点についても聞かせていただきたいと思ひます。

○海江田国務大臣 このスキーム、仕組みでございますが、どういふものにするかということ、本間に今検討中でありまして。新聞に出ております中身も、それぞれ新聞によつて若干違います。ですから、まだ確定をしたものではないということ、確かでございます。委員がおっしゃっている、特に四国電力がそれは筋違いじゃないだろうかとというようなことを言ったという報道も、これは私も読みましたけれども、恐らくこれは、本

に確定したものではありませんから推量しているわけでありまして。

実は、金融危機のときに、預金保険機構というのがございましたね。これは、まさに金融機関というのはネットワークで結ばれているわけでございますから、一つの金融機関が倒れると、それが瞬く間に伝播するということで、そうした金融機関が倒れるときには、まず預金保険機構というものが支援をしなければいけない。その預金保険の原資というのは、それぞれの金融機関が預金量に応じて一定の割合で保険料を払っているわけですから、そういうものが念頭にあつたのかなというふうに推量をしております。

ただ、預金保険と今回の原子力の事故の話は違う部分がかなりありますから、預金保険のことを念頭に置いてそういうものがつくられるということであれば、それに対して金融機関と違ふんじゃないだろうかという感想が出てくるのも、そういう考え方もあるのかな、これは本当に印象でございますが、そういう印象を持っております。

○稲津委員 スキームの構築に当たっては、関係者の方々の御意見を十分聞いていただくということを申し上げさせていただきます。

それで、もう一点、これまでさまざまな議論されてきたのは、賠償の一時払いとか仮払いの話で、このところは、例えば今回の原発事故で移動を余儀なくされた方々、あるいは、これも前回質問させていただきましたけれども、農漁業者、中小零細企業の事業主の方や会社そのものに対してどうするのか、ぜひそうしたらどうですかという御質問をさせていただきますけれども、一方で地元自治体に対する賠償はどのようにしていくのか、実は大変関心のあるところでございまして、この点について現時点での大臣の御所見をいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 地元の自治体も、今本が大変な難儀で、遠いところに避難所を設けて、その中で仮に住民に対するサービスを行っております。あるいは、そういう住民に対するサービスをやる拠

点が複数あるとかいうことで、大変な御苦労を強いられているところでもあります。

その中で私が聞いておりますのは、今回の避難住民に対する仮払いに先立って、一自治体につき一千万円ぐらいでしたか、支払いがあったということでもあります。これがどういう性格のお金なのかということは、まだはつきりしておりません。

まさに委員おっしゃるような、自治体が賠償を請求するというその内金なのか、それとも、まず自治体の方が前面に出て住民のために仕事をしていただかなければいけないわけですから、そうした賠償金の内金ではなしに、とにかく御迷惑をおかけしましたという形でお支払いしたものが、そこはちょっとまだ私も確認をしております。

それから、自治体に対するそうした一時金の支払いについては、幾つかの自治体は、何を言っているんだ、そんなことじゃないだろうというような形で受け取りを拒否された自治体もあったというふう聞いております。

以上、御報告と申しますか、わかつておることをお伝え申し上げます。

○稲津委員 このことは結構大事なところであると思うんです。

というのは、例えば今回の一次補正の中に、一千二百億円ですか、地方交付税の増額というのが出てまいりました。これはこれとして、例えば、現段階でも八つの町村が、原発の影響ですぐに役場機能をほかに移さざるを得なかった状況にある。これがいつまで続くかわからない。そして、今度は原発がおさまってからの復興の問題もありますね。私は有珠山の噴火のことを思い出しております。結果的に、地元の自治体がこの復興に多額の費用を要して、国からの財政支援もありましたけれども、財政状況は極端に悪くなっている。

図らずも今回震災に遭って、そして津波で被害を受けて、なおかつこの原発の事故でさまざまな移転ですとか、言うならばダブルパンチ、トリプルパンチを受けているわけですね。ここを見てい

くときには、当然、交付税で見えていくというのもあるでしょうけれども、もう一方では原発の賠償、補償をしていく、これは私は極めて大事なことでだと思っておりますので、機会があったらまた質疑させていただきましても、大臣、このところは、今御所見をいただきましたけれども、私の今お話し申し上げたこともぜひしっかり念頭に置いていただきたい、このことをお願いをさせていただきます。

今度は、今後の電力供給の見通しについてお伺いしたいと思います。

東京電力と東北電力の管内のことしの夏の最大使用電力の削減目標、これは家庭、企業とも一律前年比一五％減とかいろいろ出ていますけれども、当初は大口需要家二五％、小口二〇％、家庭が一五から二〇とか、こういうめどをつけてきたというふうな承知をしております。

問題は、ことしの夏のピーク時に合わせて今こういうようなことになっていくんですけれども、ちょっと早いかもしれないけれども、例えば、ことしの夏のピーク時もそうなんだけれども、この状況の中で、来年は大丈夫なんですか、それ以降はどうなんですか、こういうことも非常に懸念されるわけでございまして、この辺に対する見通しというのか考え方を示したい、いただきたいと思

います。

○海江田国務大臣 ことしの夏の需給ギャップにつきましては、ピーク時でおよそ千五百万キロワットで、東京電力はその後およそ五百万キロワットぐらい上積みということで、私どもから、さらなる上積みはできないだろうかということで、その最後の上積みのところを今精査しているところでございます。

その意味では、まだまだ節電も必要でございまして、これは各企業には協力をお願いいたしますし、それから、特に家庭などでもこれまで本当に大変な節電をやっていたいただきましたけれども、これは引き続きお願いをするということでございます。

その上で、今先生から御指摘のありました、中長期的な観点はどうなんだろうかということ、これは、原発が起動できなければ供給不足というものは続くわけでございまして、まず考えられることは、火力発電所の復旧あるいは新設をする。もちろん、火力の場合は、新しくつくるのならば、環境に対する負荷のできるだけ小さい新型のものを採用しなければいけないということ、言うまでもありません。あと、火力発電所の中で、しばらく休んでおりました発電所の立ち上げをいたしまして供給をしていく。

それから、中長期的でございまして、もう少し中長期的ということでは言わせないでいただきますと、やはり太陽光でありますとか海上の風力発電でありますとか、再生可能なエネルギーも高めていかなければいけない、そのように考えております。

○稲津委員 丁寧にお答えいただきありがとうございます。

問題は、火力のところをどういう形で増強していくかということ。復旧させるものもありますけれども、新設というのはしばらく時間がかりますね。ですから、ここをどういうふうにかかってくるのかというのは非常に難しい問題だと思っております。ただ、いずれにしましても、火力で増強していかざるを得ないだろう。

先ほどの委員会の中でも、大臣の方からも、十四基の原発の新設についてはどうかということ、これは見直さざるを得ないだろうという御答弁をなされました。そういうことも踏まえて、ここはできるだけ早期にこういうスキームを考えていただきたいというふうな思っております。

もう一つは、先ほどLEDのお話もございましたけれども、節電という考えただけではなくて、本当に日本の国民が、我々が、電気に対する考え方、あるいはライフスタイルそのものもこの機会に大いに見直すというか、考え方をもう一度見詰めてみる必要があるんじゃないかなと思っております。そういうこともぜひ考えていきたいと思

っています。

いますし、機会があれば大臣からもそのような発信をしていただければと思います。

以上、まだお聞きしたいんですけども、きょうは、本題が産活法の改正でございまして、こちらに移らせていただきたいと思います。

まず最初に、産業再生の円滑化について、国内産業の再編と国際競争力確保のためのビジョンというテーマでお伺いをさせていただきます。

政府の新成長戦略、それから産業構造ビジョンにおいて、我が国では国内産業が過当競争状態にあるために民主導で産業再生を目指す、こういう趣旨で今回の改正があるというふうな認識をしております。法改正によって企業の統合再編を進めていくことで日本の企業の国際競争力を高めていくんだ、こういうことなんですか、政府はこの国内産業の再編にどのようなビジョンを持っているのかということ、これは繰り返しの質問になるかもしれませんが、また、国際競争力を確保するためにどのような産業の姿を目指しているのか、この点についての見解をお伺いさせていただきます。

○海江田国務大臣 政府は、新成長戦略、これは昨年の六月、それから一昨年の十二月ですが、逐次この充実を努めてきたところでありますが、私は、この三月十一日の東日本大震災の影響というののもこれから考えていかなければいけないというふうな思っております。

ただ、そうした難しさというのはこれまでになかったことで、その難しさを抱えながら前に向かって進んでいかなければいけないわけでございますが、世界の情勢を見た場合、先ほどの当委員会の質疑でもございましたけれども、規模の確保と申しますか、国際競争力を持つていくためには、研究開発費も昔と比べものにならないくらい多額の資金が必要である、あるいは設備投資につきましても多額の資金が必要になってくるということ、規模の確保ということがかなり重要な

テーマになってくようかと思っております。この規模の

確保というものを前面に押し出していつて、その中で、先ほどもお話がございました、高品質、単品物売りから機器とサービスの組み合わせというような形に転換をしていかなければいけないというふうに思っております。

○稲津委員 その上でお聞かせいただきたいのは、協議の義務づけで産業再編が迅速化するかどうかということですか。

それでは、現行法ではどのような問題があるのか。これまでは、主務大臣、公正取引委員会は、それぞれ必要があれば意見を述べることができるといふ一方通行のみの規定だったというふうに認識しておりますけれども、意見を述べるに至る基準とか意見を述べた場合の効果などは明確ではなくて、制度の実効性が不十分である、このように指摘をされてきたというふうに思っております。

今回、協議になったことはいわゆる双方向になった、このことによって企業合併の審査が迅速化されるんだ、こういう話がありますけれども、そもそも、独占禁止法に基づく企業合併の審査というのは公正取引委員会の専権事項で、主務大臣にこの協議を義務づけることでこれまで合併手続の迅速化を阻害してきた何が解消されて、どう迅速化につながるのか、これは議論をされておりますけれども、改めて確認の上でお伺いをさせていただきます。

○田嶋大臣政務官 委員御指摘のとおり、これまでは一方通行ということで意見を申すのみ、それが必要ならばということでございますが、今後は義務づけをされるということで双方向になったということでございます。

申し上げるまでもなく、産活法の認定でも、適正な競争確保ということの確認が必要だと先ほど申し上げたところでございますが、同様に、これは独禁法の企業結合審査においても、国際的な市場動向や技術開発動向を踏まえることが必要になってきている。

そういうわけで、今回、協議という形にさせていただいて、主務大臣から公正取引委員会への情

報提供は充実をし、かつ、公正取引委員会がグローバル市場の動向等をより円滑に把握しやすくなるというふうに考えてございます。

ちなみに、協議は一度限りとかそういうことではございませんので、何度も協議ができるということでございます。

そうすることによって、産業政策と競争政策の連携がより強化をされるであろうということでございます。結果として再編は迅速化されるという期待をいたしております。

○稲津委員 これまでは主務大臣が一方的に意見を述べるだけで回答を得ることができなかったものが、今回のこの協議を義務づけることで書面による回答を得ることができるようになったということです。主務大臣と公正取引委員会の両者の連携が強化される、こういうことをこれまで一貫して答弁されているというふうに思っております。

それで伺いたいのは、今度はこの書面による回答というものは公表されるものかどうかということとです。一般に公表されずとも、少なくとも合併手続を行っている企業には公表されるものだとお聞きしておりますけれども、この点についても確認の上でお聞かせいただきたいと思っております。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。公正取引委員会からの回答でございますが、産活法の認定に際して、主務大臣の判断に影響を与えるというふうに考えますので、まず、申請事業者に対して開示することが適当であるというふうに考えてございます。さらに、将来そういった合併を考へたりする他の事業者、第三者でございしますが、にとつての予見可能性を高めるという観点から、企業機密にはもちろん最大限の配慮をしながら適切な範囲での対外的な公表を想定いたしております。

○稲津委員 ありがとうございます。次は、公正取引委員会の審査についてということとお伺いをさせていただきますかと思っております。

まず、公正取引委員会にお伺いしたいのは、今回のこの産活法改正による協議の制度の導入、こ

れが合併審査においていかなる変化をもたらすのかということをお伺いしたいと思います。それから、もう一点あわせてお伺いさせていただきますのは、今回のこの法改正が審査の迅速化に寄与するものだという認識に公正取引委員会も立っているのか、この点についてもお答えいただきたいと思っております。

○竹島政府特別補佐人 二点御質問いただきました。今回の協議の導入が審査にどういった影響を与えるか。これは、結論的には、それによって審査が曲げられることはないと思っております。我々は、あくまでも、いろいろな情報をいただくのにやぶさかではありませんが、判断は独立していたしますので、そういう意味で審査が変わるということは基本的にないというふうに思っております。

要するに、こういう状況になって、国際競争力を強化するために経産省の方でもいろいろお考えになる、その一つがこれだと。それについて、我々は、基本的には、結論的には、当然そういうことは理解いたしますけれども、前にも申し上げましたように、独禁法の適用、この企業結合が独禁法に違反するかしないかというのはすぐれて公取が決めることでございまして、他の役所とか他の意見を聞き入れて、何か交渉して、その結果、答えを導き出す、そういうプロセスはなじまないというふうに思っております。

したがって、協議といつても、そういう意味の協議なのでございまして、最初に産活法の立場から経産大臣が、これは競争にも影響する、それについての方々はこういうことでございまして、その根拠はこういうことでございましてということとを公正取引委員会に持ってきてもらいたいと思っております。それは我々もちゃんと勉強させていただいて、必要に応じて追加して何かいたいただくものがあればいただくということでございしますが、それから先、誤解をいただいたら困るのは、それでは黒と白かについて、経産省は白といい、こちらは黒というときに、何か協議をして答えを出す話ではな

いということ間違えないでいただきたい。

それで、こちらとしては、審査に入ったら、審査をいかに早めるか。その出た答えは当事者社に文書をもつて当然お示しするわけですが、そのとき経産大臣にも、これはこういうことでございまして、その文書をお渡しするというところでございまして、そういう意味で、迅速化に資するかどうかが、公正取引委員会の審査が迅速に進むかどうかということが一つのファクターになります。

それというのは、やはり企業側もちゃんとした準備をしていただきますと、必要な資料も用意できないで時間がかつたら当然長くなるということとございまして、だんだんなれてきているとは思いますが、そういう意味で、我々は、なるべく迅速に手続を終えるようにしようという努力はしております。

端的には、事前相談はやめます、これからは届け出をしていただければ、三十日たったら問題になりそうなものは第二次審査に入ります、資料を調べていただいたら、それから九十日たったら答えを出します、こういうことになっていきますので、今までのように事前相談の間でもって、双方合意のもとで一月も二月も半年もかかりましたというようなことはなくなりますから、そのスピード、要するに三十日、九十日というのは、これは国際的に見て決して遅いものじゃない。日本は遅い方じゃございません。

そういうことで、大きな合併であればあるほど、アメリカにもヨーロッパにも中国にも審査を求めなきゃいかぬわけでございますので、そういうことも考えた場合に、我々は決して迷惑になるようなことはするつもりはありませんし、むしろ早くすることによって努力をして、それが外国にも影響を与えるようにしていきたい、こう思っております。

○稲津委員 同じことを経産省からも御答弁いただきましたと思うんです。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。

公取委の企業結合の審査権限の専制制ということとは大前提に置きまして申し上げますが、今までは一方通行の意見ということでございましたけれども、今後は協議、それも何度でもできるという前提に立てば、やはり主務大臣の方から公取に対するいろいろな技術開発動向等の情報の提供が格段にふえるということが想定されますので、当然、迅速性には寄与できるのではないかとというふうに期待をいたしております。

もちろん、先ほどもございましたけれども、審査の、最大三十日ですか、そして二次審査がその後という、その期間に影響を与えるということではございませんが、むしろ、情報提供がしっかりとなされるということで、それ以外の部分に関しましての迅速性が高まるのではないかとというふうに期待しております。

○稲津委員 迅速化ということについて御答弁をいただいて、なるほどということでも私も理解をしておるんですけども、これは公正取引委員会にもう一点だけお聞かせいただきたいと思ひます。

今も御答弁ありましたが、手続をより簡素化と言ったちよつとおかしいかもしれせんけれども、いずれにしても、透明性の高い審査基準をきちんとしていく中で、審査の迅速化ということとそういう人員体制になつていくかどうかということをお示しいただきたいと思ひます。

○竹島政府特別補佐人 二十三年度予算で公正取引委員会の定員は全部で七百九十九名、その中で、今御指摘の企業結合審査に携わる者は、二名増員が認められて三十七名ということでございます。これで何とか対応しているというのが現状でございますが、やはりこれからも、大変厳しい定員事情なんですけれども、毎年毎年定員をふやすという努力をさせていただきたい。

あわせて、今も既に民間から弁護士に任期つきで来ていただいたり、それから、これは経済分析が非常に大事な分野でございますので、いわゆるエコノミストに来てもらつて、そういうことで質的にも強化してということは今努力しております。

けれども、これからやっていきたいと思つてい

○稲津委員 今、調査官三十七名という御答弁をいただいたんですけども、いずれにしても、今回の改正で一番のポイントは、やはり迅速化というところを期待している声も大きいと思ひますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思ひます。

次に、中小企業の再生支援協議会におけるいわゆる事業の引き継ぎの支援業務について伺つていきたいと思ひます。

まず、中小企業の事業承継の実態について伺いたいと思ひます。

これも先ほど来いろいろ質疑がありましたけれども、いわゆる団塊の世代が六十五歳を迎えるという二〇一二年問題、それから高度経済成長期に創業した多数の中小企業の経営者がいよいよ世代交代を迎えるという時期に当たりまして、いわゆる企業の後継者問題というのは大変深刻な問題だということふうに思つております。こういった現状における中小企業の事業承継の問題をどのように認識されているのかということをも最初にお伺いさせていたいただきたいと思ひます。

○高原政府参考人 中小企業の事業引き継ぎの実態に関する認識を申し上げます。

少子高齢化に基づく人口減少ですとか、公共事業の減少、そしてグローバル競争力の強化、それから先ほどから御指摘がございます後継者不足といったことで、中小企業の経営の事業引き継ぎというのは極めて困難な状況にあるという認識でございます。

年間二十七万社ほどの中小企業の方が廃業されておられますけれども、この中には、ほかの意欲ある中小企業に事業を引き継いでもらえれば、廃業が回避されて、その地域の技術や雇用を守るということができたといった案件も多かったのではないかとこのふうに認識をいたしております。

これまで、国としてもいろいろな支援策は講じてまいりましたけれども、事業引き継ぎを希望す

る企業の情報の流通が十分でないとか、資金調達が困難でありますとか、それから仲介業者の方々もおられるんですけども、結構料金が高かったりして中小企業の方々はなかなか御利用にならないといったようなさまざまな困難な状況があるというふうな認識をいたしております。

○稲津委員 現状、課題についてお伺いをしました。

では、それをどう解決していこうかということ、事業引き継ぎ支援センターの位置づけということをお伺いしたいと思つております。

中小企業の事業承継対策というのは、第百六十九回国会で中小企業経営承継円滑化法が成立をされたというふうな何つていますけれども、相続税の納税猶予制度の創設ですとか親族内の承継のケースを中心とした事業承継策が進行してきた。一方で、近年、少子化ですとか厳しい経営環境などを背景にしまして、経営者の親族が事業を承継できない例もふえてきているというふうな承知をしております。最終的には、後継者が見つからないから廃業に至る会社もあるというふうな思つております。

そういった意味で、今回の法改正は、後継者が見つからない企業を想定した事業承継対策として一定の評価を出してもいいじゃないだろうか、私はこう思つております。

そこで伺いたいのは、今回の事業引き継ぎセンターの役割ですけれども、いわゆる民間で行つていられるMアンドAの仲介と比べて何が違うのかということ、それからセンターの位置づけ、この点についてお示しいただければと思ひます。

○中山大臣政務官 今委員からも、こういう制度ができて、それは評価しているというお話でございました。

実は、私、中小企業の相談をずっとやつていまして、相談に来たときに貸借対照表とか全部見せてもらわなきゃならないですね。それで、借金

て、聞いているうちに、後から後から借金が出てきて、えっ、まだあつたのという感じで、なかなかお話をしてくれない。これは相当な専門家が対応しなきゃならないということでございまして、息子さんとか兄弟とか、そういうところだったらまだいいんですが、他人に引き継いでもらうということは大変なこととございまして、産活法では都道府県に再生支援協議会を、継承するのを支援する機関にするわけですが、当然お金も要すると思ひます。いろいろな相談がでないと、その人材をつくっていくのが大変だということがまずあります。ですから、会計士さんとか税理士さんとかいろいろな方を充てて、とりあえず相談をしてもらうということだと思ひます。

本当にこれは意外に大変な事業になるし、実はみんなが悩んでいることなんです。どこかに継承してもらいたい。これは雇用を生むし、地域の活性化を生むし、実は大変な事業でございまして、我々も力を入れてやっていきたい、そういうプロをなるべく送りたいというふうな思つております。

○稲津委員 企業、会社の経営実態というのは、確かに、御答弁いただいたように、表の部分と、実際に中身を詰めていきましようといったときに、違う借金があつたり、かなりいろいろなことをしてきます。そのことは、後でまた少し聞かせていただきたいと思います。

コストの問題をちよつと聞かせていただきたいと思ひます。中小企業のMアンドAにおけるコストの問題ということで聞かせていただきたいと思ひます。

今後、事業の引き継ぎを行つていく上で、現状、民間等で行われている中小企業のMアンドAにおける課題を見ていくことが、より効率性とか実効性を持たせる意味では大変ではないかと私は思つています。

民間による仲介業者とか、それから、商工会議所でも同じような事業をやっておりますが、今御答弁がございましたけれども、実効性を伴つてい

るかという、さまざまな問題をはらんでいて、そうではないものも現状かなと思っています。例えば、東京商工会議所のMアンドAの関係でいうと、数字が若干違っているかもしれませんが、二〇〇九年度、例えば売り手企業、買い手企業、さまざまな御相談があって、最終的に合意したのはわずかに一件だったというような話もありました。やはりこのハードルが高いというのが実感です。

理由は何かということなんですけれども、その一つとして、この成功報酬が非常に高いんじゃないかなということがあると思います。これは、専門機関とか金融機関で行った場合と同じような状況だと思うんです。それからもう一つは、経営者の多くがブレイキングマネジャーというんですか、そういう状況にある。もう仕事に非常に追われていて、気がついたら後継問題が一番最後の問題になってしまっているということです。

このMアンドAにおけるコストの問題、それから理解の促進が進んでいないという現状があるだろうということで、こうした民間での取り組みにおける課題をどう考えているのかということをお聞きしたい。それから、今回の政府の事業引き継ぎセンターを通して事業引き継ぎを行った場合、この高い仲介手数料によって合併、買収等々が進まない状況は解消されるのか、この点についてお伺いさせていただきたいと思います。

○中山大臣政務官 今のお話のとおりでございます。ターナアラウンドというようなことをやっている会社は頼みますと、顧問になられて、自分の企業の全体を示さなきゃならないし、何から何まで全部明らかにしないとかなきゃやってもらえない。これはなかなか度胸の要ることでございまして、今のお話のとおり、相談だけは役所が守秘義務を課して絶対外へはばらさないというようなことがまず第一と、じっくり相談に乗ってあげるということが大事で、それはやはり無料でやるべきだということに私は考えております。

企業もそういうことをやっている会社に頼みます

すと、顧問になってくれますけれども、かなり高額になることは事実です。私の友人にもそういう会社をやっておる方がいまして、やはり相当取らないと。そこに張りついて、そういう承継をどううまくやっていくか、または、自分の会社がどこへくついたら一番うまくいくかと、それから認可の問題で、自分のところでは今のやっている企業は認可されていますが、新たに例えば旅館業をやったときに相手の会社がその認可をとるのも大変だとか、建設業やなんかもみんなそういう問題があるわけです。ですから、しょっぱなは無料で相談をする。その後に、税理士とか会計士とか、または金融機関、こういうものも行政側がちゃんとそこへ置いて相談に乗らないと絶対うまくいきません。

これは経験上で申し上げているので、本当に税理士、銀行、役所の人間の三つが張りつく、こういう形でやっていく必要があるというふうに思いますので、私たちも、これは企業をつぶさないためにも全力を尽くしていきたいと思っています。

○稲津委員 最初のところはその手数料がかららないということ、その後についてはいろいろ段階があると思うんですが、ぜひ実効性を高めていただきたいというふうに思います。

次は、先ほど触れていたことなんですけれども、企業情報に関する課題ということを議論させていただきたいと思っています。

中小企業のMアンドAにおいては、一社ごとに事業内容とか業績が大きく異なっているというところ、売り買いに際しては指標となる標準的企業が存在しないという問題も指摘されているところがございます。特に、中小企業のMアンドAにおける特徴としては、大企業と違って、上場していない企業が多くて、中小企業がその当事者になっているところから、個々の詳しい企業情報が公開されていないという現実もあると思います。

こうした事情から、この中小企業のMアンドAにおいては情報の偏在ということも起こりやすい。それから、先ほどのお話のとおり、売り手

側、買い手側も、限られた情報の中から、そこから意図した企業を見つけてなきゃいけない。もつと困るのは、契約後に契約者が行動を変えるという、一種のモラルハザードみたいなものが起きてしまうと困る。例えば、先ほどのように隠れ借金が次々出てきたとか。

いずれにしても、こういった問題に今回のこの事業引き継ぎ支援がどのように対応していくことを考えているのかということ、正確な企業情報を提供して、それをもとに手続を進めていく必要があると思いますけれども、この点についての御見解をいただければと思います。

○中山大臣政務官 実は、大田区なんかに行きますと、外国の企業は、このすばらしい金型を持つた会社を買い取りたいとか、そういう気持ちも随分あるんですね。ですから、できるだけ国内に産業を残していきたいということで、地元と地元で合併をさせれば一番いいわけで、そういう仲立ちをままするということが大事だと思うんです。

ただし、社長がお年を召して、そろそろやめたい、やめてどこかに売りたいけれども、せっかくこの今の、売ってそのまま社長がどこかへいなくなっちゃう、それは無責任じゃないかと、そういうようなことも聞くんですね。

ですから、やはりここはお見合いをしつかりさせて、本当に日本の、ある意味では大企業と中小企業というのもあり得ると思うんですね。この金型はどうしても大企業で活用できるということがあれば、ある程度いい企業に買ってもらうためにそのことをしつかりやっていくということで、委員のおっしゃるとおり、企業情報をしつかり持つて相談を受けたいと、ただどこかで継承してもらいたいといつて相談に来られても、それをくつつける情報がなければ何も進まないわけでございます。そういうものを欲しがっているという情報も必要だ。

または、水平だけじゃなくて垂直ですね、例えば、私の方で靴屋さんがあるんですが、製造して

いて、利益を上げるために小売部門を持ちたい、ちよつと紹介してくれないかと私のところにありまして、たまたまそれはうまくいくような結果になりましたけれども、やはり相当な量を持つていないとできない。

これは、これから役所に課された大きな課題になると思うし、真剣にやらないと、どんな中小企業はなくなってしまう。これは、ここで今言ったような企業の情報をしつかり集めてくる、そういうことが大事だと思います。

○稲津委員 時間が参りましたので終わりますけれども、もう少し質問を予定しておりましたが、途中で終わってしまいましたが非常に残念ですけれども、いずれにしても、中小企業などの事業承継については、これまでの支援策というのは、例えば相続税の軽減措置とかそういうことが中心だったと思うんですけれども、もちろん、経営者の子供に継がせるということを前提にしたものが多かったと思います。しかし、後継者難が進む現況を考えていきますと、廃業の危機に直面している中で、今回の事業引き継ぎ支援事業の位置づけというのは、私はある意味大きいウエートを占めていると思います。

以上、論点を少し整理して質問させていただきましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中委員長 稲津久君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、きょうは、法案の第二条四項でシステム輸出というのを新たに法支援対象としていることについて伺いたいと思います。

これまでシステム輸出で原発のトップセールスの問題を何度も取り上げてまいりました。中止すべきだということを言ってきたんです。

実は、この間、四月十三日の日に、東京電力の清水正孝社長、昨日予算委員会に来てもらっていますが、事故の原因はあくまで未曾有の大津波

だったと発信しております。これは日経ビジネスの一番新しいものにもそのことが紹介されております。

そこで伺っておきたいのは、仮に津波で内部電源が失われたとしても、外部電源が生きていれば事故はもとより起きなかったんです。炉心溶融にまでは行っていないんです、機器冷却系が働きま

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

夜の森線そのものに関しましては、津波の及んでいない地域のものでございまして、夜の森線の鉄塔に関しましては、第一発電所の五号機、六号機に関する受電関係の鉄塔というふうに理解をさせていただきます。

○吉井委員 五号機、六号機の外部電源なんです、しかし同時に、これは内部で融通し合うことになっておりますから、一号機から四号機については、今度は発電所内の受電設備の損傷などで受電できなくなったんですね。

それは地震によるものだということが御報告としてありましたけれども、そもそも、清水さんは何か未曾有の大津波で炉心溶融にまで至ったかのように言っているんですけれども、それは一つあるんですよ、しかしそれだけじゃないんですよ。津波で仮に内部電源が破壊されておつても、今お話があったのは、東京電力提供の航空写真で見

大臣にも確認しておきたいんですけれども、この鉄塔は地震によって壊れたものであつて、内部電源が、健全でなきゃいけないんですけれども、仮に津波でやられたとしても、地震で鉄塔が倒れるようなことのない、鉄塔がきちんと耐震構造でやられておつたならば、外部電源が失われる、そして炉心溶融という今日のような事態にはならな

○海江田国務大臣 外部電源の重要性というのは

改めて指摘するまでもないことであります、三月三十日以降、三次にわたつて各電力会社に指示をしたところで、特に鉄塔の問題もしっかりと、しかも、単一の系統だけでなしに複数の系統で引つ張ってくるようにということは指示をいたしました。

○吉井委員 それで、世界一だと言ってきたシステムが壊れたわけなんです、私、実は東京電力については相当考えてもらわなきゃいけないと思

今度のシステム輸出で言われている、国際原子力開発株式会社ですか、この社長には武黒一郎さんがなつていらっしゃるわけですね。この方は、実は、二〇〇七年十二月には柏崎刈羽原発周辺の活断層について隠ぺいしてきたと、この活断層問題の隠ぺい新潟県庁へ行つて謝罪をしてい

日経ビジネスに紹介されております。

見ておりますと、勝俣さんも、副社長のときに謝り、責任をとつたのかと思つたら社長に昇格し、また謝つて、今度会長になつてまた謝る。謝るたびに、謝る角度は、頭を下げる角度は半分深くなつていつているんですよ。しかし、そのたびに偉くなつていつているんですよ。そして、情報がちゃんと公開されずにいつているというのは、今の地域独占と総括原価によつて築かれてくるこのあり方というものは、やはり根本的に見直していか

テムがとにかく壊れたんですから、午前中の連合審査のときに、玄葉大臣は、二〇三〇年までに原発を新規に十四基増設することはあり得ない、現実的ではないと答弁されました。原発輸出も同じようにこれを見直していくのか、海江田大臣に伺います。

○海江田国務大臣 先ほども同じ質問がありましたが、これまで、このプラントシステムの輸出の中で、原子力発電システムを世界に対してセールスをしていく際は、世界一安全な原子力発電ということであつてきたわけでありまして、それが今や受け入れられないような状況になつてくるということであつてございまして、これはやはり、まず、再び世界一安全な原子力発電、安全な原子力発電ということに最大の努力を傾注するのが順番だ、このように思つております。

○吉井委員 何か一生懸命、世界一にして、それからまだ引き続きトップセールスをやるうということをお考えのようですが、それはとんでもないことだ

次に、産活法十三条です。同一業種に属する複数の事業者の計画に独禁法上の問題になる行為が含まれる可能性がある場合、事業所管大臣と公取委との調整規定を設けておりますが、この規定を設けた目的は、大臣、何ですか。

○海江田国務大臣 先ほどのことも、私が言ったことを勝手に後から解釈をして決めつけないでいただきたいというふうに思います。そのことだけはお伝えをしておきます。今、私の頭の中にあるのは、本当に、この原発の事故を一日も早く収束させて、そして安全性をしっかりと確保するということだけでございまして。

それから、今お話がございました、協議がその数を減らすことに目的があるのかということでございますが、これは数を減らすということに目的があるのではなく、やはり日本の企業がしっかりと海外で競争力を持つていかなければいけない、

その競争力を持つていく際には規模の問題も出てくるだろうということでございまして、その規模を持つための、規模の効果というものを生み出すために、今回のこの協議、あるいは法律の改正を考へておるということでございまして。

○吉井委員 見直すの一言だけ言うてくれはったらいんで、あとは、ぐちゃぐちゃはいいんですけれども。

竹島委員長に伺いますが、公取委が産活法の目的に拘束されるのではないかとということが懸念されますが、竹島さん、どうですか。

○竹島政府特別補佐人 協議規定が設けられて、いろいろな考え方なり資料なりをいただくことになると思いますが、これはあくまでも協議でございまして、縛られるということにはならない、あくまでも、企業結合審査については、独禁法に照らして違法か違法でないかということに尽きると思っております。

○吉井委員 私は、そもそも産活法にこのような規定を入れるべきじゃないと思つてます。

次に伺いますが、グローバル市場でのBHPピリトン統合問題がありました、二、三社で世界市場を支配する資源メジャーがあらわれようとした問題です。国際的な独禁政策をどうするのかというところが今問われていると思つてます。

この問題の経緯と公取委としての対応について、竹島委員長に説明をもらいたいと思つてます。

○竹島政府特別補佐人 オーストラリアとイギリスの両方に上場している資源大手、BHPピリトンとリオ・ティントという会社がございまして、これらは一たん、TIOBでBHPピリトンがリオ・ティントを買収するという話が参りました。ところが、その後、リーマン・ショックが起き

ところが、次の年になりました、今度は、BHPによるTIOBじゃなくて、オーストラリアの鉄鉱石というのは大体西オーストラリアに集中的にあるわけでございまして、その西オーストラリアにおける鉄鉱石のジョイントベンチャーをつ

る、要するに共同生産会社をつくる、あくまでも販売は別々にやる、こういう形に変わって提案されました。

一回目は日本に対して報告もなかったんですが、いろいろなことを働きかけまして、これは日本の独禁法の適用対象であるということを主張したことも影響したと思っておりますけれども、二回目は事前相談に参りました。

それで、我々は、韓国、ドイツ・カルテル庁、EUの競争当局、それからオーストラリアの競争当局、これらと意見交換をしまして、共同でその審査に当たりました。

事実上、日本が一番最初ですが、これは競争を制限するということになりまして、日本の独禁法上認められないと、あくまでも外国の会社同士の企業結合なんですから、そういう見解を示しました。続いて、韓国の公正取引委員会も同じような結論を出しまして、それで当事会社はそれを取りやめた、そのジョイントベンチャーの話はなしになりました。そういうことでございます。

○吉井委員 今のお話のように、BHPピリトンの統合問題については一応現時点ではとまっているわけですが、国際カルテルや多国籍企業の世界市場支配に対する独禁法の執行力と公正取引委員会の役割や機能が一層重要になっていると思うんです。

今や、世界的に多国籍企業がますます巨大化しているし、それだけでなく、数十カ国をまたにかける国際的生産ネットワークを形成し、既に世界生産の大体三分の一を多国籍企業が占めるというところまで来ております。そうすると、BHPピリトンの問題でも明らかにしたように、巨大な資源メジャーが一国の枠を超えて市場を支配するという事態が現実のものになってきているわけですね。

これはやはり、日本一国だけじゃなしに、国際的にルールをきちんと、国際会議を、大臣会合などを持って、国際的な独占禁止と公正取引の仕組みをつくるということをやらなかったら、今後は

う深刻な事態になってきているというのが現実ではありませんか。

○海江田国務大臣 今回の震災を契機に、やはりエネルギー安全保障という考え方も必要だろうというふうな思っております。

○吉井委員 いや、エネルギーの安全保障だけの問題じゃなくて、私が今言っていますのは、国際カルテルや多国籍企業の世界支配の時代になってきているんですよ、こういうときに国際的な独禁政策をどうするのか、公正取引をどう実現していくのか。このことについて、これは国内だけだった公取で頑張ってもらわなければならない。しかし、国際的にどうするのかということについては、これは大臣会合等を持って国際的にきちんとルールをつくるのか、公正取引に反するようなことは許さないという仕組みをつくるのか、これは大臣としてやはり考えていかないといいんじやないですか。ちよつと頭をエネルギーから切りかえてもらって。

○海江田国務大臣 もちろん、国内的な競争の公平性ということ、国際的な社会においても当然守られなければならないというふうに思っております。

○吉井委員 私は、グローバル市場と多国籍企業、独占企業集団に対する規制のあり方が今本格的に問われなさいいけないときだと思っております。多国籍企業、独占企業への生産と資本の集中、集積が極限まで進んできております。一国の市場のみならず、数カ国でわずか一社が特定分野を独占する状況というのは余りにも異常だと思っております。

独禁法は、企業分割による市場競争の回復という手段しか持っていないと思うんですが、巨大な多国籍企業への民主的規制と、そして生産手段についても、公正な競争が妨げられるようなやり方をどのように規制していくのか、公正な取引や競争を確保するのかということについて考えていかなきゃいけないと思うんです。

大分時間が迫ってきたようですから、これは竹

島委員長にも考え方を聞いておきたいと思えます。

○竹島政府特別補佐人 御指摘の国際的なグローバル企業のごときでございますが、合併であれば、やはりそれが競争を制限するというような場合は影響を受けるそれぞれの国の独禁当局がそれに対して待ったをかけるということに今なっております。そういう法の執行に対しては、少なくともアメリカ、ヨーロッパ、日本はちゃんとしたことややっているというふうに理解しております。

しかしながら、そうじゃなくて自然と、非常にすばらしい技術なりを持っていて、端的に言えば、知的財産権をバックに、名前を挙げるとわかりやすいと思いますが、例えばインテルとか、かつてのマイクロソフトとかグーグルとか、こういったものは、合併じゃなくて、合併もしておりますが、本来は自分の商品なりサービスでもって大きくなっているわけです。

これ自体は別に推奨されるべきことかもしれないが、消費者の支持を得たわけですから、しかしながら、我が国が世界共通にウオッチしていますのは、そういう大きな市場支配的地位を持った企業の支配力を維持するなしいは強化する、裏返して言えば、それに対して対抗するようなものが出てきたらそれを排除する、新規参入を排除したりライバルをけ落とすというようなことをやっている、こういったものは取り締まっておりますし、公正取引委員会もそういうものに対してはちゃんとやっています。

したがって、そういう形でバランスがとれるんじゃないか。世界じゅうに一本の独禁法がないのでございまして、そういう市場支配的地位の濫用という規制で対応するということだと思っております。

○吉井委員 産業構造ビジョン二〇一〇では、「日系企業は同一産業内にプレイヤーが多数存在」と指摘して、産活法資料でも、国内企業が国内で選で消耗と。韓国を例に挙げて、政府の強い関与のもと、産業の大集約を実施しているんです。が、半導体は三社を二社へ、石油化学は四社を三

社へ、自動車は四社を一社へ、鉄道車両は三社を一社へ韓国では集約したと紹介しているんです。これは何か、何社ぐらいが適当という考えを持っておりますか。これは大臣に伺っておきましよう。

○海江田国務大臣 今委員から例示のありましたのは、あくまでも韓国がそうになりましたよということでありまして、私どもでは、今それぞれの業界について何社が適正だなどと思ったことはございません。

○吉井委員 時間がちよつと来たようですからやめますが、大きければ大きいほどいいということじゃないんですよ。これは三月四日の競争政策研究センター国際シンポジウムでの小田切さんの指摘などありますが、消費者厚生を低下させた可能性が強い、産業構造ビジョンで言う中長期での競争力強化に貢献したかどうか疑問だと。やはり小さくても互いに切磋琢磨することが非常に大事なことなんです。

そのことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○田中委員長 吉井英勝君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。産活法に関する質問で事前に通告しております。たものに関して、実はほかの委員からもう既に質問があつて、非常に丁寧に御答弁いただきましたので、事前通告していたもののうちの産活法の部分は省かせていただきます。

ちよつと産活法から外れますが、被災地の復興に関して質問をさせていただきたいと思っております。今回の東日本大震災の被災地というのは事社会だと思っております。地方で、公共の交通機関が余り発達していないところなのは間違いないと思いま

す。神戸の大震災の際には、被災者の方も、車がなくてもある程度、タクシーとか電車とかバスで事足りたかもしれませんが、今回の津波の被災地を見ていると、公共の交通機関が余り発達してい

なくて、しかも被害に遭っている自動車というのが非常に多いようにお見受けします。

そういった意味では、今後の復興、生活の再建に向けて、車の支援。これまでも、エコカー減税はまだ続いていると思いますし、エコカー補助金、前にやっていました。例えば、このエコカー補助金とかエコカー減税を被災地の被災者の方限定でも一回やるとか、さらに拡張するとか、そういった措置というのは考えられないんでしょうか。

○海江田国務大臣 このエコカー補助金は、委員も御高承のとおり、やはり景気の活性化と申しますか、そして同時に、それがひいては地球環境に對する負荷が少ない車ということで設けられたものであります。

今このエコカー補助金を復活させる、特に被災地に限つてということよりも、私は、今般手当てを講じております自動車重量税の還付でありますとか、新たに取得する自動車にかかる自動車取得税などの車体課税の免税措置を講ずるということの方が効果があるのではないだろうか。差し当たつて、すぐ車が欲しいという方に対するニーズにこたえることができるのではないだろうかと考えております。

○山内委員 ぜひそれも、既にある法案、税制にプラスアルファで、もし御検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

節電ということではいろいろな方法が提案されておりますが、我慢と節約だけで乗り切るというよりは、ライフスタイルを見直したりして節電をやつていくということが必要だと思ひます。

テレビのニュースを見ていると、石原都知事もサマータイムの導入ということを提案されておりました。サマータイムに関しては賛否両論あるのは承知しておりますし、実際、地方で、北海道などで試してみても定着しなかつたというような前例もあるようですけれども、中長期的に見たときには、ことは、いきなりは無理にしても、来年以降、

降、サマータイムというののも考えていいんじゃないかなと思うんですね。私も一回、海外にいたときにサマータイムというのを経験したことがあるんですけど、そんなに混乱もないです。ことしは無理かもしれませんが、いろいろ調査研究をしたりとかして、来年ぐらいから始める。節電が必要なのはこゝ、二年ということではありませんが、これからずっと未来永劫、節電していく必要があると思いますので、それも一つの手として考えてみる価値はあるんじゃないかと思いますが、政府内でそういった検討というのは改めてなされているんでしょうか。

○田嶋大臣政務官 お答えを申し上げます。一番最近、政府内では官房長官が記者会見で答弁してございますが、従来から、欧米先進国でも導入している国が大変多いということ、そしてまた省エネ効果もあるというような指摘もある一方で、今回大変重要なことはピークの電力使用量を減らすということであれば、一時間ピークがずれるだけではないかという指摘もこれあり、あるいは、システム移行コストが大変膨大であるというような指摘は従来からあるわけでございます。委員御指摘のとおり、ことしの夏ということではもう論外であろうというふうに思っておりますけれども、中長期的には、こういったメリット、デメリット、さまざまな指摘がある中で、検討する可能性としてはもちろんあるというふうに私は認識いたしております。

○山内委員 過去に試してみたサマータイムというのは、特定の一部の自治体でやるとどうしてもうまくいかないかもしれないが、全国的にやると実は意外とすんなりいくんじゃないかなと自分も一回経験してみようので、ぜひ研究だけでもやつていただければなと思ひます。

続きまして、電力の、特に夏場の電力需給ギャップをどう埋めるか、サマータイムのほかにもいろいろの方法が提案されております。先ほど参考人の意見陳述でも東京大学の橋本先生がおっしゃつていました、これまでいろいろなしがらみとか

があつてできなかった新しいことをやるには、こういうきつかけというのはいんじゃないかと。むしろ、震災後の復旧、チャンスと言うと失礼かもしれないませんが、この機に、これまでできなかったような思い切つた措置を取り入れていくというのが必要ではないかと思ひます。

ひたすら我慢と節約に走るよりも、もつと市場のメカニズムを電力の分野でも生かせば解決できる部分もあるんじゃないかと思ひます。例えば、最大使用電力の枠を大口の需要家同士で取引する市場をつくつていくといったような案も民間から提案されております。CO₂の排出権みたいなマーケットをつくることによって、経済的なインセンティブ、市場のメカニズムを使って消費を抑制していくということができないのではないかと思ひます。そういった検討とか、そういった意見についてのお考えをお聞きます。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。

夏の電力需要ということで、需要側、供給側ともいろいろな汗をかかなきゃいけないのは申すまでもございませぬ。そういう中で、供給側も少しでも供給量をふやせるように努力をしておるわけでございますが、それだけでは需給ギャップが埋まらないということで、供給側もさまざまな努力、それは一社一社、一軒一軒ということもございませぬけれども、やはり連携をしながら努力をしていくということが大事であるというふうに考えてございます。

そういう意味では、委員は、市場メカニズムということ、いわゆるCO₂の話と似たような話を御提言されております。恐らく、今日の時点で検討はしていないということになるかと思ひますけれども、可能性としては研究する価値はあるのかなというふうには個人的に思つておるところでございます。

それ以前に、個々の事業者の取り組み以上に、複数の事業者の一体的な取り組み、あるいは、同業者がみんなで相談をして、例えば夏季休業を順

始的だと思ひますけれども、こういった取り組みも非常に効果がありますし、これまで取り組んでいなかったがゆえに、ライフスタイルを見直す、あるいは企業全体としての活動のあり方を見直すということ、効果を期待したいというふうには思つております。

○山内委員 もう既にいろいろな取り組みがなされておりますが、できることはすべてやるということが大事だと思います。もう既に一部で始まっていますが、企業の自家発電の設備で発電量をふやして、余つた電力を売りやすくなる、そういったことも必要だと思ひますので、この機にぜひ電力の自由化ということをもう一度考えていくべきではないかと思ひます。

これはもし大臣にお答えいただければお考えをお聞きしたいんですが、ずっと前から、発電と送電の分離ということは何度も議論になつてきました。それについて大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 そういう意見があることは承知をしております。これから、まずは原子力の問題、そしてこの夏の電力の需給ギャップを埋めるということ、本当にこれは喫緊の課題でございますから、やつていかなければならない。そして、原子力の災害に対する賠償もやつていかなければいけないということでございますが、そういった将来的な課題もあるということは理解をしております。

○山内委員 電力関係でいうと、エネルギー対策特別会計という特会がありますが、そこに周辺地域整備勘定という勘定があるようです。そこに大体一千二百億ぐらいの積立金とか余剰金みたいなものがあると聞きます。こういう積立金を、今回、福島原発の周辺で被災した被災者の方とか、あるいは被災した企業の支援に充てるといふことは考えられないんでしょうか。

○海江田国務大臣 実は、これは私も考えてみました。御案内だろと思ひますけれども、これは二つございまして、積立金と、それからもう一

つ、毎年毎年自治体に配る交付金がございます。交付金の方は、従来でしたら六月からですけれども、これを四月から直ちにしっかりと自治体に配るようなことは指示をいたしまして、今、そのような段階に入っております。

それから、もう一つございますのが積立金でございます。この積立金は積み立ての目的がございまして、これは発電施設の設置の促進及び運転の円滑化のつとめて積み立てた、こういう趣旨がございまして、今の法律では、そういう形で取り崩して補償に回すということは禁じられております。

ですから、御提案の、積立金を取り崩して補償の一部にということを行うためには、何らかの立法的な手当てが必要でございます。

○山内委員 ぜひ立法も含めて御検討いただければと思います。

では、ちよつと早いですが、以上で質問を終わります。

○田中委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対討論を行います。

一九九九年に制定された産活法は、ROE、すなわち株主資本利益率の向上を最優先とする大企業の事業再構築、リストラ、人減らしを支援してきました。その結果、この十年間で、大企業が内部留保を八十七兆円もため込んだ一方で、雇用者報酬は二十六兆円も減少しています。

政権交代直後の二〇〇九年十二月に取りまとめられた新成長戦略では、二〇〇〇年代以降の構造改革により、選ばれた企業のみが集中し、中

小企業の廃業は増加、実感のない成長と需要の低迷が続く、ワーキングプアに代表される格差拡大も社会問題化し、国全体の成長力を低下させることになったと指摘しています。

企業の競争力を向上させることが国の成長につながるものであれば、産活法は根本的に見直されるべきです。

反対理由の第一は、本法案がこうした基本認識に逆行して、新成長戦略や産業構造ビジョン二〇一〇に基づき、グローバル市場に勝ち残り、企業競争力を強化するためのさらなる産業再編や巨大合併を促進するものだからです。

第二は、本法案がインフラ・システム輸出を新たに支援の対象とし、その目玉として原発の海外売り込みを加速させようとしていることです。

地球温暖化対策の必要性について国際的に議論が高まる中、民主党政権は、原発を二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーだと位置づけ、国内での十四基新増設とプルサーマル計画の強行など、原発依存を強めてきました。

いまだ原発から出る放射性廃棄物の処理方法すら決まらず、さらに史上最悪の福島第一原発事故の発生から一カ月半以上たつてなお収束の兆しさえ見せない中、原発の海外売り込みなど、全くもって無責任です。

第三は、公正取引委員会の企業結合審査に際し、事業所管大臣との事前協議を義務づけていることです。

これは、独立行政委員会である公正取引委員会の権限に実質上制限を加え、独占禁止政策を産業政策に従属させかねないものです。

一方、その公取委自身が企業結合審査基準を大幅に緩和しようとしていることも重大です。グローバル市場で勝つための巨大合併を容認し、国内市場がたとえ独占状態になったとしても考慮しないというものであるなら、消費者利益にも、国民経済の健全な発展にも反するものと言わざるを得ません。

なお、自民党提出の修正案は、公取委と事業所

管大臣の事前協議の一層の迅速化を求めるものであり、賛成できません。

以上、討論といたします。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、西村康稔君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

平成二十三年五月十八日印刷

平成二十三年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局